

ISPSコードB部

SOLAS条約XI-2章ならびに本コードA部の規定に関する指針

1 始めに**一般**

1.1 このコードの前文(Preamble)には、XI-2章および本コードA部が、海事保安を強化するための措置の、そしてこれを通じて、海上運送セクターにおいて、保安に脅威を与える行動を検知し阻止するために船舶と港湾施設が協調できる、新しい国際的枠組みを構築したことを記載している。

1.2 この序章(Introduction)は、XI-2章と本コードA部の規定への適合性を達成し維持するために必要な措置と手配を確立し、実施するために、考えられるプロセスを簡単に概説したものである。また、指針が附された主要な要素を明確に示す。指針はパラグラフ2から19までに規定している。そして序章にはさらに、船舶と港湾施設に関連する指針の適用を検討する際に考慮しなければならない重要な考察を定めている。

1.3 もしも読者の関心が単に船舶に関連している場合には、全体を把握するためにやはり、本コードの本部(PART B)を読むことを、特に港湾施設に関連するセクションも読むことを強く推奨する。港湾施設に興味を持つ者も同様に、船舶に関連するセクションをも読まなければならない。

1.4 以下のセクションに附された指針は、主に船舶が港湾施設にいる際の船舶を保護することに関連している。

然しながら、船舶が港湾施設に脅威を与えているかもしれない状況はあり得るであろう。

例えば、一旦港湾施設内に入れば、攻撃の拠点として使用されるかも知れないという理由からである。

船舶を起因とする保安脅威に対応する適切な保安措置を検討する場合、港湾施設保安評価の実施もしくは港湾施設保安計画書の準備には、以下のセクションに附された指針を適切に適用することを考慮しなければならない。

1.5 読者は、本コードのこの部のいかなるものも、XI-2章および本コードA部のいずれかの規定に矛盾する読み方、解釈の仕方をしてはならないことを推奨する。

そしてXI-2章および本コードA部のいずれかの規定は、コードの本部にうかつにも表現されているかもしれない意図しない不整合に対し、絶えず優先し、かつ超越しなければならないことも推奨する。

コードの本部に規定する指針は、XI-2章および本コードのA部に確立した目標、目的および原則と一致した方法で読み、解釈し適用しなければならない。

締約政府の責任

1.6 締約政府は、XI-2章と本コードA部の規定のもとに、とりわけ下記を含めたさまざまな責任を負っている。

- 適用する保安レベルを設定すること、

- 船舶保安計画書および過去に承認された計画の関連した改定を承認すること、
- XI-2章と本コードのA部の規定への船舶の適合性の検証し、船舶に国際船舶保安証書を発給すること、
- 領海内に位置するどの港湾施設が、港湾施設保安計画書の準備に責任を負う港湾施設保安職員を任命することが要求されるか決定すること、
- 港湾施設保安評価および過去承認された評価に対する改訂の完了と承認を確実にすること、
- 港湾施設保安計画書及び過去に承認された計画の改定を承認すること、
- 監督と適合措置を実施すること、
- 承認された計画を試験すること、そして
- 機関と海運界および港湾業界に情報を伝達すること

1.7 締約政府は、港湾施設について、XI-2章および本コードのA部に従って自らの保安に関する義務を実施するため、その国の中で指定当局を指定し、もしくは設立することができる。

そして締約政府は、認定保安団体(RSO)に港湾施設に関しある一定の業務の実施を許容することができるが、本業務の受け入れおよび承認についての最終決定は、締約政府もしくは指定当局により付与されなければならない。

下記の義務もしくは活動は、RSOに委任することはできない。

- 適用する保安レベルを設定すること、
- 締約政府内に位置するどの港湾施設が、港湾施設保安職員を任命することおよび港湾施設保安計画書を準備することが要求されるかを決定すること、
- 港湾施設保安評価もしくは過去に承認された評価のその後の改訂を承認すること、
- 港湾施設保安計画書もしくは過去に承認された計画のその後の改定を承認すること、
- 監督と適合措置を実施すること、そして
- 保安宣言書の要件を決定すること。

保安レベルの設定

1.8 ある特定の際に適用する保安レベルを設定することは、締約政府の責任であり、船舶と港湾施設に適用することができる。

本コードのA部は、国際的に用いられる3段階の保安レベルを規定している。それらは、

- 保安レベル1, normal(通常): 船舶と港湾施設が通常運用するレベル、
- 保安レベル2, heightened(高度): 保安事件のリスクが高まった際適用するレベル、
- 保安レベル3, exceptional(異常): 保安事件のリスクがありそうな期間、または差し迫っている期間に適用するレベル。

会社と船舶

1.9 XI-2章および本コードのA部が適用する船舶を運航している全ての会社は、会社に会社保安職員(CSO)を、そして管理するそれぞれの船舶には船舶保安職員(SSO)を任命しなければならない。これらの職員の義務、責任および訓練要件と、操練と演習の要件は本コードのA部に規定されている。

1.10 会社保安職員の責任には、とりわけ要点を挙げれば、船舶保安評価が適切に実施され、船舶保安計画が準備されて主管庁もしくはその代行による承認のために提出され、その後本コードのA部が適用する各船舶に備え置かれること、そして会社保安職員としてその人物が任命されていることを確実にすることを含める。

1.11 船舶保安計画書には、保安レベル1において船舶自身が常時実施することを確実にする、運用上と施設に関する保安措置を示していなければならない。

また、船舶が指示された場合、保安レベル2に移行し、運用することができる、追加のもしくは強化された保安措置を示していなければならない。

更に、計画書は保安レベル3の保安事件もしくはその脅威に対応している者から船舶に対して出されるかもしれない指示に、迅速に対応することが可能ならしめる準備行動を示していなければならない。

1.12 XI-2章および本コードのA部の要件が適用される船舶は、主管庁もしくはその代行により承認された船舶保安計画を所持し、それに従って運用することを要求される。

会社と船舶保安職員は、内部監査の実施を含め、計画の継続的な妥当性と有効性をモニターしなければならない。

承認された計画書のいかなる要素の改訂でも、主管庁が承認を要すると決定したものは、承認された計画書への取り込みおよび船舶による実施の前に、見直しと承認のため再提出しなければならない。

1.13 船舶は、XI-2章と本コードのA部の要件に適合していることを証明する国際船舶保安証書を所持しなければならない。

本コードのA部には、初回、更新及び中間検証に関し、要件に対する船舶の適合性を検証し証明することに関連した規定を含んでいる。

1.14 船舶が締約政府の港内にいるか、もしくはそこへ向かっている場合、締約政府はXI-2章第9規則の規定に従って、当該船舶に関してさまざまな監督と適合措置を実施する権利を有する。

船舶は、ポートステートコントロール検査の対象になるが、そのような検査は、特別な状況を除き、通常船舶保安計画書そのものの検査に拡大適用してはならない。

当該船舶もしくはその船舶に供している港湾施設の保安が危うくなっていると、もしも監督と適合措置を実施している締約政府が信じ得る理由を持っているならば、船舶はまた追加の監督措置の対象としてもよい。

1.15 船舶は、要請により締約政府に提示可能な、船舶の要員の雇用を決定し、その船舶の雇い入れに関する諸要因を決定する責任を負っている者を示す情報を船上に所持していることが要求される。

港湾施設

1.16 それぞれの締約政府は、領海内に位置し、国際航海に従事する船舶に供している港湾施設のそれぞれに、港湾施設保安評価を完備することを確実にしなければならない。

締約政府、指定当局もしくはRSOはこの評価を実施してもよい。

完成した港湾施設保安評価は、関係する締約政府もしくは指定当局により承認されなければならない。この承認は委任できない。港湾施設保安評価は定期的に見直さなければならない。

1.17 港湾施設保安評価は基本的には、そのどの部分が攻撃の対象としてより影響を受けやすいか、もしくはより対象となり易いかを決定するため、港湾施設の運用に関連し全ての側面に関するリスク分析である。保安リスクは、ターゲットの脆弱性と攻撃の結果を一体とした、攻撃の脅威に関する一つの相関的要素である。

評価には、次の要素を含めなければならない：

- 港の設備とインフラに対する脅威として気づいたことを決定しなければならない、
- 特定された潜在的な、脆弱性、そして
- 推定される事件の結末。

分析が完了すれば、リスクレベルの全般的な評価を作成することが可能となる。

港湾施設保安評価は、どの港湾施設に港湾施設保安職員を任命することが要求されるのか、またどの港湾施設に港湾施設保安計画書の準備が要求されるのかを決定するための支援となろう。

1.18 XI-2章および本コードのA部の要件に適合しなければならない港湾施設は、港湾施設保安職員を任命することを要求される。これらの職員の義務、責任および訓練要件と、操練と演習の要件は、本コードのA部に規定されている。

1.19 港湾施設保安計画書には、保安レベル1において港湾施設が常時実施することを確実にする、運用上と施設に関する保安措置を示していなければならない。
また、そう指示された場合、港湾施設が保安レベル2に移行することができ、運用することができる追加のもしくは強化された保安措置を示していなければならない。
更に、保安レベル3の際に対応する者により港湾施設に発行される保安事件もしくは脅威に対する指示に、迅速に対応することを可能ならしめる準備行動を示していなければならない。

1.20 XI-2章および本コードのA部の要件に適合しなければならない港湾施設は、締約政府もしくは関連する指定当局により承認された港湾施設保安計画を所持し、それに従って運用することを要求される。

港湾施設保安職員は、その規定を実施しなければならず、また計画書の適用に関連し内部監査の委託を含め計画の継続的な妥当性と有効性をモニターしなければならない。

承認された計画書のいかなる要素の改訂でも、締約政府もしくは関連する指定当局が承認を要求すると決定したものは、承認された計画への取り込みおよび港湾施設内での実施の前に、見直しと承認のため再提出しなければならない。

締約政府もしくは関連する指定当局は、計画の有効性を試験してもよい。

港湾施設を対象とした港湾施設保安評価、もしくは計画の制定の基礎となった港湾施設保安評価は、定期的な見直しをしなければならない。

それらの全ての見直しは承認した計画の改定をもたらしてもよい。承認した計画の、特定の要素の改定は、締約政府もしくは関連する指定当局による承認のために提出されなければならない。

1.21 港湾施設を使用している船舶は、ポートコントロール検査およびXI-2章第9規則に規定する追加の監督措置に従わなければならないだろう。

関連する当局は、船舶の入港前に船舶、その貨物、旅客及び船舶の要員に関する情報の提供を要請することができる。入港を拒否する状況もあり得る。

情報とコミュニケーション

1.22 XI-2章と本コードのA部は、締結国に対しIMOに特定の情報を提供すること、並びに締約政府間および、会社・船舶保安職員と船舶が港湾施設保安職員間で効果的なコミュニケーションを可能とするような情報が利用できるようにすることを要求している。

2 定義

2.1 XI-2章もしくは本コードのA部にある定義に関連する指針は、提供されない。

コードの本部の目的のため、

- .1 “section”とは、コードのA部のセクションをいい、“A/セクション番号”として示す、
- .2 “paragraph”とは、コードのB部のパラグラフをいい、“パラグラフ番号”として示す、そして
- .3 パラグラフ14から18までに用いられる場合の“Contracting Government締約政府”とは、『領海内に港湾施設が位置する領海内の締約政府』をいい、そして“Designated Authority指定当局”への引用を含める

3 適用

一般

3.1 コードの本部に与えられている指針は、XI-2章と本コードのA部の要件を実施する際に、考慮しなければならない。

3.2 しかしながら、船舶に適用する指針の範囲は、船種、貨物、旅客、運航形態、そして船舶が寄港する港湾施設の特性によって決められる。

3.3 また同様に、港湾施設に係わる指針に関連し、本指針が適用する範囲は、貨物の種類、旅客及び寄港する船舶の運航形態によって決められる。

3.4 XI-2章および本コードのA部の規定は、専ら軍事目的のために設計され使用されている港湾施設には適用する意図はない。

4 締約政府の責任

保安評価と計画

4.1 締約政府は、船舶保安評価、船舶保安計画書、港湾施設保安評価、および港湾施設保安計画書に関連する保安の機密事項を不正に公開するとか、または不当にアクセスされることを避けるため、適切な措置が採られることを確実にしなければならない。

指定当局

4.2 締約政府は、XI-2章と本コードのA部に規定した如何なる、また全ての義務を実行するために、その国内に指定当局を任命してもよい。

認定保安団体

4.3 締約政府もしくは指定当局は、下記を含め特定の保安に関連する業務を実施するため、認定保安団体(RSO)を認可してもよい。

- .1 主管庁の代行として、船舶保安計画書もしくはその改訂の承認、
- .2 主管庁の代行として、XI-2章と本コードのA部の要件に船舶が適合していることの検証および証書発給、そして
- .3 締約政府の要請により、港湾施設保安評価を実施すること。

4.4 RSOはまた、船舶保安評価、船舶保安計画書、港湾施設保安評価、そして港湾施設保安計画書を含め、保安事項について、会社もしくは港湾施設に対してアドバイスもしくは支援の提供をしてもよい。これには、船舶保安評価もしくは計画、港湾施設保安評価もしくは計画の完成を含んでいる。もしもRSOが、船舶保安評価もしくは計画に関しそのようにするならば、RSOはその船舶保安計画を承認する権限を与えられてはならない。

4.5 RSOを承認する際、締約政府はそのような団体の資格について検討しなければならない。RSOは下記につきその能力を示さなければならない。

- .1 保安に関連する分野での専門性、
- .2 もしも船舶に関するサービスを提供するならば、船舶の設計と構造の知識、そしてもしも港湾施設に関するサービスを提供するならば、港の設計と構造の知識を含め、船舶と港湾施設の運用に関する適切な知識、
- .3 船舶と港湾施設のインターフェースを含めそれらの運用中に発生する可能性のある保安面でのリスクを評価する能力、及び如何にしてそのようなリスクを最小化する能力、
- .4 それらの要員の専門性を維持し向上させる能力、
- .5 それらの要員の継続した信頼性を監視する能力、
- .6 保安に関する機密事項の不正開示、もしくは不正アクセスを防止するための適切な措置を維持する能力、
- .7 XI-2章と本コードのA部及び関連する国内及び国際法の要求事項と保安要件の知識、
- .8 最新の保安に関する脅威とそのパターンの知識、
- .9 武器、危険物質及び危険な装置の認識と検知に関する知識、

- .10 保安に脅威を与えそうな人物の特性や行動的パターンの認識における知識、
- .11 保安措置を回避するために用いる技法に関する知識、そして
- .12 保安及び監視装置・システムとそれら进行操作する上での制限に関する知識。

特定の義務をRSOに委任する場合、主管庁を含め締約政府は、RSOがその任務を実行するために必要な能力を有していることを確実にしなければならない。

4.6 条約I/6で規定し、XI-2/1の要件を満たしている認定団体(RO)は、パラグラフ4.5に列挙した保安関連の適切な専門性を持っていることを条件として、RSOとして任命してもよい。

4.7 港、港湾当局もしくは港湾施設の管理者は、パラグラフ4.5に列挙した保安関連の適切な専門性を持っていることを条件として、RSOとして任命してもよい。

保安レベルの設定

4.8 保安レベルを設定する際、締約政府は一般的なそして特異な脅威に関する情報を考慮しなければならない。締約政府は、船舶もしくは港湾施設に対し3段階のうち1つの保安レベルを設定しなければならない。

- 保安レベル1, normal (通常) : 船舶と港湾施設が通常運用するレベル、
- 保安レベル2, heightened (高度) : 保安事件のリスクが高まった際適用するレベル、
- 保安レベル3, exceptional (異常) : 保安事件のリスクがありそうな期間、または差し迫っている期間に適用するレベル。

4.9 保安レベル3を設定することは、保安事件が間違いなく起こりそうだ、差し迫っているという信頼できる情報がある場合にのみ適用する例外的な措置である。

保安レベル3は、識別された保安脅威もしくは実際に発生した保安事件に際してのみ適用されなければならない。

保安レベルが1から2を経由して3に変更されてもよいが、直接1から3変更することも可能である。

4.10 船舶の船長は、絶えず船舶の安全と保安に全面的な責任を負っている。例え保安レベルが3の場合でも、もしも指示に適合することが船舶の安全を危険にさらすと信じ得る理由がある場合には、船長は保安事件もしくは脅威に対応する者から発行された指示を明確にすることを求めるか、変更を求めることができる。

4.11 CSOもしくはSSOは、その港湾施設において船舶に適用する保安レベルを決定するために、船舶が寄港しようとしている港湾施設のPFSOと早い機会に協議しなければならない。

船舶と連絡がとれたら、PFSOは船舶に対して港湾施設の保安レベルの変更をアドバイスしなければならず、また全ての関連する保安情報を船舶に提供しなければならない。

4.12 船舶が寄港している港湾施設より高い保安レベルを実施している場合はあるかもしれないが、

船舶が寄港している港湾施設より低い保安レベルを持ちうるという状況はあり得ない。

もしも船舶はこれから使用しようとしている港湾施設より高い保安レベルであるならば、CSOもしくはSSOはPFSOに遅滞なく通知しなければならない。

PFSOは、CSOもしくはSSOと協議しそのような特別な状況の評価を行い、船舶と適切な保安措置(保安宣言の作成と署名を含めてもよい)を合意しなければならない。

4.13 締約政府は、保安レベルの変更に係わる情報が、それを知る必要がある者に対し、如何に迅速に広めるかということを検討しなければならない。

主管庁は、保安レベルの変更を船舶及び会社の保安職員に通知するため、NVTEXもしくはNotice to Marinersを用いてもよい。また、それと同等かより早くてより広い受信可能範囲を提供する通信手段を検討してもよい。

締約政府は保安レベルの変更を港湾施設保安職員に通知する方法を確立しなければならない。

締約政府は、保安レベルの変更を伝える必要がある者の連絡先詳細を、集計し維持しなければならない。保安レベルは特に慎重を要することと認識される必要はないが、実際の脅威情報は非常に慎重に取扱う必要があるかも知れない。

締約政府は、通知する情報の種類とその詳細、並びにSSO、CSOそしてPFSOに通知する方法につき注意深く考慮しなければならない。

港湾施設保安計画に関する連絡先と情報

4.14 港湾施設が港湾施設保安計画を所持している場合、その事実は機関に通知されなければならない。その情報は会社および船舶保安職員が利用可能でなければならない。

港湾施設保安計画の如何なる詳細も、適当なもの以外、公開されてはならない。

締約政府は、中央もしくは地方いずれかの連絡先を確立することを、もしくは関連の港湾施設保安職員の連絡先詳細とともに、港湾施設保安計画が備え置かれている場所に関する最新の情報を提供する他の方法を確立しなければならない。

そのような連絡先の存在は公表されなければならない。

また締約政府は、締約政府の代行として業務を行うために任命したRSOに関する情報を、そのRSOに付与した特別の責任と権限の条件の詳細を併せて、提供しなければならない。

4.15 港湾施設保安計画を所持していない港の場合(従って港湾施設保安職員を持っていない)、中央もしくは地方の連絡先は、もしも必要なら船舶の寄港している期間中、配備されなければならない適切な保安措置を手配できる陸上の適切に資格を有する者を識別することができなければならない。

4.16 締約政府は、船舶保安職員、会社保安職員、港湾施設保安職員が保安に関連する事項を報告することができる政府の職員の連絡先を提供しなければならない。

これらの政府職員は、適切な行動をとるまえに、それらの報告を評価しなければならない。

その報告は、他の締約政府の管轄権に係わる保安措置に関連しているかもしれない。

その場合締約政府は、どのような是正行動が適切であるかを議論するため、他の締約政府の同等の人と連絡することを検討しなければならない。

この目的のため、政府職員の連絡先は機関に通知しなければならない。

4.17 締約政府は、パラグラフ4.14から4.16に示す情報を、他の締約政府に対しその要請により、利用可能としなければならない。

身分証明書

4.18 締約政府は、自らの公的な職務を実行する際に、船舶に乗船する権限もしくは港湾施設に立ち入る権限を与えている政府職員に対し、適切な身分証明書を発行するよう奨励する。そしてそのような証明書の信憑性を検証するための手順を構築しなければならない。

固定および浮動式プラットフォームと移動式海底資源掘削ユニット

4.19 締約政府は、XI-2章および本コード¹のB部の規定に適合することを要求される船舶との相互作用を許容するために、その地域にいる固定式及び浮動式プラットフォームおよび移動式海底掘削ユニットの適切な保安措置を構築することを検討しなければならない。

¹ 『海事保安に関する会議で決議により採択された、船舶、港湾施設、MODU、及びSOLAS 74条約のXI-2章の対象とならない固定式及び浮動式プラットフォームの保安を強化するための適切な措置の確立』を参照。

本コードA部に適合することを要求されない船舶

4.20 締約政府は、XI-2章および本コードのA部が適用しない船舶の保安を強化する適切な保安措置を構築することを検討しなければならず、そのような船舶に適用する保安に関する規定が、本コードのA部が適用する船舶と相互作用をもつことを確実にしなければならない。

船舶への脅威と海上における他の事件

4.21 主管庁は、もしも下記の場合には、保安レベル1から3に従って採るべき行動につき、海上にいる自国に置籍する船舶に対し、保安リスクを軽減するため適切と考えられる措置についての一般的な指針を提供しなければならない。

主管庁は、もしも下記の場合に、保安レベル1から3に従って採るべき行動について特別な助言を提供しなければならない。

- .1 海上における船舶に適用する保安レベルを変更する場合、例えば、船舶が運航している地理的地域もしくは船舶そのものに関連する理由により、
- .2 海上における船舶が巻き込まれた保安事件もしくは保安脅威がある場合。

締約政府は、これらの目的のため、最善の方法と手順を確立しなければならない。船舶への攻撃が差し迫っている場合、船舶は、旗国の保安事件に対応する責任者と直接連絡をとることを模索しなければならない。

4.22 締約政府は、下記の船舶に対し、保安に係わる勧告のため連絡先を確立しなければならない。

- .1 自国に船籍を置く船舶、もしくは
- .2 領海内で運航している船舶、もしくは自国の領海に入ろうとする意図を連絡してきた船舶

4.23 締約政府は、領海内で運航している船舶、もしくは自国の領海に入ろうとする意図を連絡してきた船舶に対して、勧告を申し入れなければならない。これには下記の勧告も含まれる。

- .1 意図した航路を変更すること、もしくは遅延すること、
- .2 特定のコースを航海すること、もしくは特定の場所に進路をとること、
- .3 その船舶への人物もしくは装置の派遣可能性、
- .4 パトロール船もしくは航空機(固定翼もしくはヘリコプター)によるエスコートを可能にするため、航行、入港、出航を調整すること

締約政府は、領海内で運航している船舶、もしくは自国の領海に入ろうとする意図を連絡してきた船舶に対して、締約政府が公表した一時的な制限区域を想起させなければならない。

4.24 締約政府は、領海内で運航している船舶、もしくは自国の領海に入ろうとする意図を連絡してきた船舶が、船舶の防護と近接にいる他の船舶の保護のため、締約政府が助言するいかなる保安措置を迅速に実施するよう勧告しなければならない。

4.25 パラグラフ4.22に示す目的のため、締約政府により準備された計画は、主管庁を含め締約政府内の24時間対応可能な適切な連絡先に関する情報を含んでいなければならない。

これらの計画には、主管庁が近辺の沿岸国から支援を求めるときだと考慮した状況に係わる情報、および港湾施設保安職員と船舶保安職員の間で協議するための手続きを含んでいなければならない。

代替保安協定

4.26 締約政府は、いかにしてXI-2章および本コードのA部を実施するかを検討するうえで、1以上の締約政府との間で、1以上の協定を締結することができる。

協定の範囲は、その協定の当事者の領海内の港湾施設間の固定ルートでの国際短航海に限定すること。

協定を締結する際、そしてその後、締約政府は他の締約政府およびその協定の効力に関心を持つ主管庁と協議しなければならない。

もしも主管庁が、その船舶が協定の規定に適合していることを合意し、かつ主管庁がその船舶にそのよう要請したならば、協定当事者でない国に船籍を置く船舶は、協定の対象となる固定ルートのみ運航することを許される。

如何なる場合にも、その協定が対象としていない船舶および港湾施設の保安レベル損なうことはできない。そして特にそのような協定の対象となっている全ての船舶は、対象となっていない船舶とに船舶間行動を実施してはならない。

協定の対象となっている船舶により実施されるいかなる運用的インターフェースは、その協定の対象としなければならない。

それぞれの協定の運用は、継続的にモニターし必要が生じた際改訂されなければならない。また如何な

る場合にも5年毎に見直さなければならない。

港湾施設の同等措置

4.27 限定されるかもしくは特別な運用を有しているが、しかし時折以上の貨物輸送を行っている特定の港湾施設に対しては、XI-2章および本コードのA部に規定したのと同様な保安措置に適合を確実にすることが、適切であるかも知れない。

これは特に、工場に付属しているようなターミナル、もしくは頻繁に操業しない波止場の場合に当てはまるであろう。

配乗レベル

4.28 船舶の最小安全配乗を制定する際、主管庁は、V章第14規則³により制定された最小安全配乗規定は単に船舶の安全航海を言及しただけであることを考慮²しなければならない。

主管庁は、船舶の保安計画の実施に伴い発生するかもしれない追加の業務量を考慮し、船舶が充分かつ効果的に配乗されることを確実にしなければならない。

そのようにする場合、主管庁は、すべての船内業務がさまざまな乗組員に任命されるという状況で、船舶が国内法により公布された疲労を解決するための休息时间と他の措置を実施できることを検証しなければならない。

² 海事保安会議により決議³として採択されたIMOによる海事保安を高めるための更なる作業を参照すること。これは、とりわけ、IMOに対して総会決議A.890(21)-安全配乗の基本の見直しを要請している。この見直しによりV/14規則の改正がなされるかも知れない。

³ 本コード採択時に有効なもの。

監督と適合措置⁴

⁴ 海事保安会議により決議³として採択された、IMOによる海事保安を高めるための更なる作業を参照すること。これは、とりわけ、ポートステートコントローに関する総会決議789(19)及び882(21)の見直しを含む。

一般

4.29 XI-2/9規則は、XI-2章に従って船舶に適用する監督と適合措置を規定している。それは3つの異なったセクションに分かれている。一番目は既に港にいる船舶の監督、二番目は他の締約政府の港に入港しようと意図している船舶の監督、そして三番目はそれらのどちらにも適用する追加規定である。

4.30 XI-2/9.1、「港内の船舶の監督」は、外国の港にいる船舶の監督制度を実施する上で、これは締約政府により正規に承認された職員が、要求される証書が適正であることを検証するために乗船する権利を有していることである。

もしも船舶が適合していないと信じ得る明確な根拠があるならば、例えば追加検査もしくは拘留のような監督措置が採られてもよい。これは現行の監督システムを反映している⁵。

XI-2/9.1は、そのような制度に基づき、正規に承認された職員が、その船舶がXI-2章もしくは本コードA部の要件に適合していないと信じ得る明確な根拠を持っている場合、追加の措置を許容している(監督措

置として港外退去を採ることを含め)。

- ⁵ 改正されたSOLAS 74 1/19規則及びIX/6.2規則及び1988年議定書により修正された満載喫水線条約21条及びMARPOL73/38条約5条及び6条並びに付属書I規則8A並びに総会決議A.787(19)及びA.882(21)により改正されたSTCW78条約を参照すること。

4.31 XI-2/9.2は、他の締約政府の港に入港しようとして意図している船舶に対し適合性を確実にするための監督措置に適用し、そして保安のみが適用するXI-2章内の全く異なった監督概念を導入した。

本規則に従い保安をより確実にするため、対策は本船の入港前に実施するのが良い。

XI-2/9.1では、この追加監督システムが、船舶がXI-2章もしくは本コードのA部に適合していないと信じ得る明確な根拠という概念を基にしており、XI-2/9.3と同様XI-2/9.2.2とXI-2/9.2.5に有効な防護対策が盛り込まれている。

4.32 船舶が適合していないという明確な根拠とは、本部に与えられている指針を考慮し、船舶がXI-2章もしくは本コードのA部の要件に合致していないという証拠もしくはそう信じ得る情報をいう。

そのような証拠もしくは信じ得る情報は、本コードのA部に従って発行された国際船舶保安証書もしくは仮国際船舶保安証書の検証中に得られた正規に承認された職員の専門的な判断もしくはオブザベーション、もしくは他の情報源から発生することがある。

例え、有効な証書が船上にあるとしても、正規に承認された職員が、自らの専門的判断を基に船舶が適合していないと信じる明確な根拠を持つことがある。

4.33 XI-2/9.1およびXI-2/9.2に従った考えられる明確な根拠の例として、下記に関連する場合を含めてよい。

- .1 証書の点検でそれが有効ではないかもしくは期限切れであるとの証拠、
- .2 XI-2章と本コードのA部により要求される、保安装置、書類もしくは配置において重大な欠陥が存在するという証拠もしくは信頼できる情報、
- .3 正規に承認された職員の専門的判断によるが、船舶がXI-2章と本コードのA部の要件に適合していないことを明確に示している信頼性のある情報が含まれている報告もしくは不服の受領、
- .4 船長もしくは船内の要員が、重要な船舶保安手順に精通していないこと、もしくは船舶の保安に関連する操練を実施できないこと、もしくはそのような手順ないしは操練が実施されていないことが、専門的判断を用い正規に承認された職員により得られた証拠もしくはオブザベーション、
- .5 船内の主要な要員が、同船の保安責任を負う他の主要な要員と適切な意思疎通ができないということが、専門的判断を用いて正規に承認された職員により得られた証拠もしくはオブザベーション、
- .6 港湾施設もしくは他の船舶がXI-2章もしくは本コードのA部に違反している場合に、そのような港においてもしくはそのような船舶から、船舶に人物が乗船するか船舶用品もしくは貨物を積み込み、当該船舶が保安宣言を作成していること、もしくは適切で特別なもしくは追加の保

安措置を採らなかった、もしくは適切な船舶保安手順を維持していなかったという証拠もしくは信頼できる情報、

- .7 港湾施設もしくは他の関係先がXI-2章もしくは本コードのA部に適合することを要求されない場合にあって、船舶が適切で特別なもしくは追加の保安措置を採らなかった、もしくは適切な船舶保安手順を維持していなかった場合に、港湾施設においてまたは他の関係先、たとえば他船またはヘリコプターの転送から、船舶に人物が乗船したか、船舶用品もしくは貨物を積み込まれたという証拠もしくは信頼できる情報、そして
- .8 もしも船舶が、セクションA/19.4に規定しているように、引き続いて連続して発行された仮国際船舶保安証書を所持しているならば、そしてもしも、正規に承認された職員の専門的判断において、船舶もしくは会社のそのような証書を要求する目的の一つが、セクションA/19.4.4に規定している初回の仮証書の有効期限を超えてもXI-2章と本コードのA部に完全適合することを避けていること。

4.34 XI-2/9規則の国際法との係わりは特に関連があり、XI-2章の範囲外のいずれかの措置を講じる状況、もしくはXI-2章の対象外の船舶に影響する権利を検討しなければならない状況が潜在的に存在するように、規則の実施はXI-2/2.4を念頭におかなければならない。

このように、船舶が、例えXI-2章および本コードのA部に適合していても、依然として保安リスクにさらされていることを考慮する際には、XI-2/9規則は、人物、船舶、港湾施設そして他の資産の安全もしくは保安を確実にするため、国際法を基にし、かつ国際法と一致した措置を講じることから締約政府を害するものではない。

4.35 締約政府が船舶に対して監督措置を課す際には、主管庁に遅滞なく、主管庁が締約政府と完全に協議できるように十分な情報を添え連絡しなければならない。

港内での船舶の監督

4.36 船舶の拘留に至った不適合が、装置の欠陥項目もしくは不備な書類のいずれかである場合にあって、不適合が検査を受けた港で是正できない場合、寄港国と主管庁もしくは船長の間で合意した条件が合致していることを条件として、締約政府は船舶を他の港に出航させることができる。

他の締約政府の港に入港する意図を持った船舶

4.37 XI-2/9.2規則は、入港する状況として主管庁が船舶に要請できる情報を列挙している。列挙された情報の一つは、その船舶が港湾施設に最近の10回寄港した期間のついて、船舶により採られて特別なもしくは追加の措置の確認である。例として下記が含まれる。

- .1 締約政府ではない国の領海内に位置する港湾施設に寄港した間に採った措置の記録、特に締約政府の領海内に位置する港湾施設により通常提供されたような保安措置の記録、そして
- .2 港湾施設又は他の船舶と取り交わした保安宣言。

4.38 入港する条件として要求してもよい列挙した情報の他の項目は、過去10回の港湾施設への寄港した期間、船舶間の行動において、適切な船舶保安手順が維持されていたことの確認である。それは

港湾施設内でのパイロット、税関、入国管理官、保安職員の乗下船、もしくは補油、瀬取り、船舶用品の積み込みおよび廃棄物の陸揚げの記録を含めることは要求されない。これらのことは通常港湾施設保安計画の範囲に属するからである。例として下記が含まれてもよい。

- .1 締約政府ではない国に船籍をおく船舶と船舶間の活動をしている間に採った措置の記録、とりわけ締約政府に船籍をおく船舶からは通常提供されるであろうそれらの措置の記録、そして
 - .2 締約政府である国に船籍をおく船舶であるが、XI-2章および本コードのA部の規定に適合することを要求されない船舶と船舶間の活動をしている間に採った措置の記録、例えば他の規定に従ってその船舶に発給された保安証書の写し、そして
 - .3 海上において人物もしくは物品が船上に救助された場合、そのような人物もしくは物品に関するすべての知りうる情報、分かっているならばそれらの身分証明と、救助されたものの保安の状況を立証するため船舶に成り代わり実施したチェックの記録。海上で窮地に陥っているそれらの人や物を安全な場所へ移送することを遅らせたり妨害するということは、XI-2章もしくは本コードのA部の意図するところではない。XI-2章もしくは本コードのA部の意図するところは、ただ国に対し保安の完全性を維持するための十分であり適切な情報を提供することのみである。
- 4.39 人物、港湾施設、船舶そしてその他の資産の安全性と保安性を確実にすることを支援するため、入港する条件として要求されるかもしれない、他の実際的な保安関連情報の例には下記を含める。
- .1 履歴規則(CSR)に含まれている情報、
 - .2 報告がなされた時点での船舶の位置、
 - .3 船舶の入港予想時間、
 - .4 乗組員名簿、
 - .5 船舶に積み込まれている貨物の一般的記述、
 - .6 旅客名簿、そして
 - .7 XI-2/5規則に従って所持することを要求される情報

4.40 XI-2/9.2.5規則は、沿岸国もしくは寄港国がXI-2/9.2規則に従って監督措置を行使することを通知された際には、船舶の船長が入港のための意図を撤回することを容認している。もしも船長が入港する意図を撤回する場合、もはやXI-2/9規則は適用せず、行使される他のいかなる処置も国際法に従わなければならない、そして国際法に一致していなければならない。

追加規定

- 4.41 船舶が入港を拒否された場合または港域から退去を命じられたいかなる場合にも、すべての判明している事実は、関連する国の当局に通知しなければならない。判明している場合、この通知には下記を含めなければならない。
- .1 船名、船籍、船舶識別番号、コールサイン、船種そして貨物、
 - .2 入港を拒否した理由もしくは港か港域から退去した理由、
 - .3 もしも関連するのであれば、保安に関する不適合の種類、
 - .4 もしも関連するのであれば、航海するために船舶に課せられた条件を含め、不適合を是正するために採られた試みの詳細、

- .5 前の寄港地と申告した次に寄港する港、
- .6 出航時間と入港予想時間、
- .7 船舶に与えられた指示、例えば航路の申告、
- .8 船舶が現在運用している保安レベルに関する有用な情報、
- .9 寄港国が主管庁に通知した情報、
- .10 今後の情報を入手するため報告すべき寄港国内の連絡先、
- .11 乗組員名簿、そして
- .12 他の関連する情報。

4.42 連絡をとるべき関連した国には、特に、船舶がその沿岸国の領海に入る意図がある場合にはそうしなければならず、次の港に至る計画した航路に沿った国を含めなければならない。その他の関連した国には、その後の情報を入手し、前の港に関する保安問題が解決するように、前に寄港した国を含めてもよい。

4.43 監督と適合措置を行使する際には、正規に承認された職員は、課した措置もしくは処置がバランスがとれていることを確実にしなければならない。そのような措置もしくは処置は、合理的であり、不適合を是正もしくは軽減するために必要な最低限の厳しさと期間のものでなければならない。

4.44 XI-2/9.3.5.1規則で用いられている”delay”という用語は、本規則に従って採られた行動に従って、船舶が不当に入港拒否されたり不当に港外退去を命じられたりするような状況にも引用される。

条約が適用しない船舶と条約が適用しないサイズの船舶

4.45 本条約を締約していない国およびSOLAS条約 88 Protocol⁶を批准していない国に船籍を置く船舶に関連し、締約政府はそのような船舶にはより有利な取り扱いをしてはならない。従って、XI-2/9規則の要件ならびにコードの本部に示す指針は、そのような船舶に適用しなければならない。

⁶ 1974年海上人命安全条約の1988年議定書

4.46 条約が適用しないサイズの船舶は、国が維持している保安措置に従わなければならない。そのような措置は、XI-2/9規則の要件ならびにコードの本部に示す指針に十分考慮を払って採られなければならない。

5 保安宣言

一般

5.1 保安宣言(Declaration of Security (DoS))は、港湾施設が所在する締約政府が必要と判断した場合、もしくは船舶は必要と判断した場合に完備しなければならない。

5.1.1 港湾施設保安評価(PFSA)の結果により、DOSに関する必要性を指摘してもよい。そしてDoSが要求される理由と状況は、PFSPにその概要を規定しなければならない。

5.1.2 DoSの必要性は、自国に船籍を置く船舶の対し主管庁により、もしくは船舶保安評価(SSA)の結果により、指摘されてもよい。そしてSSPに規定しなければならない。

5.2 船舶が港湾施設もしくはインターフェースを行う他の船舶より高い保安レベルを維持している場合、そして貨物もしくは旅客、港湾施設の状況、もしくはそれらの要素の組み合わせを含め、その船舶に特有な理由のためより高いリスクを人物、資産、環境に及ぼすような船舶と港湾施設のインターフェース、もしくは船舶間の活動のために、Dosは高い保安レベルに要求されることが望ましい。

5.2.1 船舶もしくはその船籍を登録している船舶に成り代わりその主管庁がDoSの完備を要請した場合には、PFSOもしくはSSOはその要請に受領確認をしなければならず、適切な保安措置を議論しなければならない。

5.3 承認されたPFSOに特別な関連があるものと識別された船舶と港湾施設のインターフェースに先立ち、PFSOはDoSを発令してもよい。その例として、旅客の乗下船、危険貨物もしくは危険物質の移送・積み込み・陸揚げを含めてもよい。PFSOは、人口密度の高い地域もしくは経済的に顕著な所もしくはその周辺において、DoSに値する施設を特定することができる。

5.4 DoSの主要な目的は、船舶と港湾施設のインターフェースもしくは船舶と他の船舶のインターフェースがそれぞれが承認された保安計画の規定に従って着手する保安措置について両者間で合意に到達することを確実にすることである。

5.4.1 合意されたDoSは、XI-2章と本コードのA部に適合していることを示すために、適宜、港湾施設と船舶の双方が署名し日付を記載しなければならない。そしてその期間、両者の保安レベル、そして連絡先を含めなければならない。

5.4.2 保安レベルの変更は、新規のDoSもしくはDoSの改訂を要求するかも知れない。

5.5 DoSは、英語、フランス語もしくはスペイン語で、もしくは港湾施設と船舶双方に共通の言語で記載しなければならない。

5.6 DoSのモデルは本部のAppendix 1に含まれている。このモデルは船舶・港湾施設間のDosのモデルである。もし、船舶間のDosのためには適宜修正すること。

6 会社の義務

一般

6.1 XI-2/5規則は、本条約の規定に従って会社の要件に適合するための情報を、会社が船長に対し提供することを要求している。この情報には下記のような項目をふくめなければならない。

- 1 船舶管理会社、マンニング会社、下請け業者、売り場使用権所有者、例えば、小売販売店、ア

- アウトレット、カジノ等のような、船舶の乗組員を任命することに責任を負う当事者、
- .2 タイムチャーターもしくは裸用船者、もしくはそのような能力を行使する他の実体を含め、船舶の雇用を決定することに責任を負う当事者、そして
 - .3 用船契約に従って船舶が雇い入れられている場合、タイムチャーターもしくは航海船者を含めたそのような当事者の連絡先
- 6.2 会社はXI-2/5規則に従い、変更が生じた場合この情報をその時点のあるがままに最新化し保管しなければならない。
- 6.3 この情報は英語、フランス語もしくはスペイン語でなければならない。
- 6.4 2004年7月1日以前に建造された船舶では、この情報は当該日の実状況を反映しなければならない。
- 6.5 2004年7月1日以降に建造された船舶、もしくは2004年7月1日にサービスを供していない2004年7月1日以前に建造された船舶では、この情報はサービスを開始した日以降のものを提供しなければならない。当該日の実状況を反映しなければならない。
- 6.6 船舶がサービスから外れた場合2004年7月1日以降、この情報はサービスを再開した日以降のものを提供しなければならない。当該日の実状況を反映しなければならない。
- 6.7 当該日の実状況を反映していない以前提供された情報は、船上の備え置く必要はない。
- 6.8 船舶の運航に関する責任を他の会社が引き受けた場合、船舶を運行していた会社に関する情報を、船上に残すことは要求されない。

関連する指針は、セクション8, 9, 13に示す。

7 船舶保安

関連する指針は、セクション8, 9, 13に示す。

8 船舶保安評価

保安評価

- 8.1 CSOは、会社のフリート各船に対してCSOの責任でXI-2章と本コードのA部の規定に適合することが要求される、SSAを確実に実施する責任を有する。CSOは自らの地位に関連する全ての責務を個人的に実行する必要はないが、それらが適切に実施されることを確実にする最終責任はCSO個人に残る。
- 8.2 SSAを開始する前に、CSOは船舶が寄港する港、もしくは旅客が乗船もしくは下船する港にとっ

ての脅威を評価する際に可能な、そして港湾施設やそれらの防護措置に関する情報を収集することを確
実に行わなければならない。

実行可能ならば、評価の目的と手法を議論するために、CSOは船舶と港湾施設の適正な人物を会合をも
たなければならない。CSOは、締約政府が提供する特別な指針に従わなければならない。

8.3 SSAは、船上もしくは船内で下記の要素に対処ししなければならない。

- .1 物理的保安状況、
- .2 構造的完全性、
- .3 個人保護システム、
- .4 手順の方針、
- .5 コンピューターシステムとネットワークを含めた、無線および電話通信、そして
- .6 もしも損壊した場合もしくは不法な監視のため用いられる場合、人物、資産もしくは船上もしくは
は港湾施設での運用にリスクをもたらすかもしれない他の区域。

8.4 SSAに含まれるものは、下記に関連し専門的支援に頼ることができなければならない。

- .1 最新の保安脅威とパターンに関する知識、
- .2 武器、危険物質および装置の認識と検知、
- .3 差別的でないことを原則とし、保安に脅威を与えそうな人物の特性や行動的パターンの認識、
- .4 保安措置を回避するために用いる技法、
- .5 保安事件を引き起こすために用いる方法、
- .6 船舶の構造や装置に対する爆発の影響、
- .7 船舶保安、
- .8 船舶と港のインターフェース業務の実際、
- .9 対応計画書、緊急準備および対応、
- .10 物理的保安状況、
- .11 コンピューターシステムとネットワークを含めた、無線および電話通信、
- .12 マリンエンジニアリング、そして
- .13 船舶と港の運用

8.5 会社の保安職員CSOは、評価を実施するために要求される、下記を含む情報を入手し記録し
なければならない。

- .1 船舶の一般レイアウト、
- .2 船橋、カテゴリーAの機関スペース、II-2章に規定されている他のコントロールステーション等の
アクセスを制限すべき区域の配置、
- .3 実際のもしくは考えられる船舶へのアクセスポイントの配置と機能、
- .4 船舶の脆弱性もしくは保安に影響を与える可能性のある潮汐の変化、
- .5 貨物スペースと収納配置、
- .6 船舶用品と重要な保守機器が格納されている場所、
- .7 別送手荷物が格納されている場所、

- .8 重要な業務を維持するための緊急装置及びスタンバイ装置、
- .9 船舶の要員の数、会社の現在の保安に関する義務と訓練要件、
- .10 旅客と乗組員を保護するための、現存の保安と安全装置、
- .11 船舶からの整然とした、そして安全な緊急避難を確実にするために維持すべき、脱出および避難経路と集合場所、
- .12 船舶及び水辺(港湾)の保安サービスを提供しているプライベートの保安会社との現在の契約、そして
- .13 点検と管理手順、身元識別システム、監視とモニター装置、人員の識別書類及び連絡、警報、照明、アクセス管理及び他の適正なシステム等を含む、現在有効である保安措置と手順

8.6 SSA は、オープンデッキを含め識別された各アクセスポイントを検査しなければならない。そして、保安を侵害しようとしているかもしれない人間により用いられる可能性を評価しなければならない。これには、承認されないで侵入しようとする者と同様に、正当な許可を持った人物が利用するアクセスポイントも含めること。

8.7 SSAは、通常時及び業務緊急時どちらにおいても、現時点での保安措置と指針、手順と運用の継続的関連性を検討し、下記を含めた保安指針を決定しなければならない。

- .1 制限区域、
- .2 火災もしくはその他の緊急事態への対応手順、
- .3 本船の人員、旅客、訪問者、サプライヤ、修理業者、ドックの作業員等の監視レベル、
- .4 保安パトロールの頻度と有効性、
- .5 身元識別システムを含めたアクセス管理システム、
- .6 保安通信システムと手順、
- .7 保安ドア、バリア及び照明、そして
- .8 もしあれば、保安と監視装置とシステム

8.8 SSAは、人物、行動、サービスそして保護するために重要な操作を検討しなければならない。これには下記を含む：

- .1 船舶の要員、
- .2 旅客、訪問者、サプライヤ、修理業者、港湾施設の要員等、
- .3 安全運航と緊急対応を維持する能力、
- .4 貨物、とりわけ危険物もしくは危険物質、
- .5 船舶のストア、
- .6 もしあれば、船舶保安通信装置とシステム、そして
- .7 もしあれば、船舶の保安監視装置とシステム

8.9 SSAは、下記の保安事件の種類を含め、可能性のある全ての脅威を検討しなければならない。

- .1 例えば爆発装置、放火、妨害行為もしくは破壊行為等の、船舶に対する損傷もしくは船舶もしくは港湾施設の破壊、

- .2 船舶もしくは船上の人物のハイジャックもしくは拿捕、
 - .3 貨物、重要な船舶装置やシステム、船舶用品に手を加えること(不正開梱)、
 - .4 密航者の存在を含め、不正侵入もしくは不正使用、
 - .5 大量殺戮のための武器を含め、武器や装置の密輸、
 - .6 保安事件を引き起こす意図をもつ者および、もしくは彼らの武器を乗せている船舶を使用すること、
 - .7 武器として、あるいは損傷や破壊を引き起こす手段として船舶自体を使用すること
 - .8 停泊中もしくは錨泊中において海上からの攻撃、そして
 - .9 海上における攻撃
- 8.10 SSAは、下記を含め、可能性のある全ての脆弱性を考慮しなければならない。
- .1 安全措置と保安措置の間における矛盾、
 - .2 船内業務における職務と保安業務で指名された職務の間における矛盾、
 - .3 とりわけ乗組員の疲労、意識レベル、実行性に関連し、当直業務、船内の要員の数、
 - .4 識別された保安関連の訓練の欠陥、そして
 - .5 通信システムを含め、いかなる保安装置やシステム
- 8.11 CSOとSSOは、保安措置が、船内要員を長期間船内に留まるようにするかもしれない影響に、絶えず関心を持っていなければならない。保安措置を制定する際、船内の要員の利便性、快適性そしてプライバシーに、そして長期間彼らの有効性を維持する能力について、特別な考慮が払われなければならない。
- 8.12 SSAの完成後、如何にして評価を実施したかという要約を盛り込み、評価中に見出されたそれぞれの脆弱性の記述と、それぞれの脆弱性に対応するため用いることができるかもしれない対応策の記述を準備しなければならない。報告は不正アクセスもしくは不正開示から保護されなければならない。
- 8.13 もしSSAが会社により実施されたのでなければ、SSAの報告はCSOにより見直され、受け入れられなければならない。

現場保安検査

- 8.14 現場保安検査は、あらゆるSSAの不可欠な部分であり、下記に関する現在の船舶保護措置、手順及び運用を点検し評価しなければならない。
- .1 全ての船舶の保安に関する職務の実施を確実にすること、
 - .2 承認された者のみがアクセスすることを確実にするため、制限区域をモニターすること、
 - .3 身元識別システムを含め、船舶へのアクセスの管理、
 - .4 上甲板と船舶の周囲をモニターすること、
 - .5 人の乗船と彼らの所持品(携帯手荷物、別送手荷物、乗組員の個人的所持品)の管理、
 - .6 貨物の取り扱いと船舶用品受け入れ管理、そして
 - .7 船舶の保安に関する通信、情報、装置が直ちに使用できるようことを確実にすること。

9 船舶保安計画

一般

9.1 Company Security Officer (CSO)は、SSPが準備され承認のために提出されることを確実にする責任を有する。個々のSSPの内容は、それが適用している船舶の特性によって異なるものである。Ship Security Assessment (SSA)は、船舶の特有な機能、及び潜在的な脅威と脆弱性を識別するものである。SSPの準備には、詳細に言及すべき機能が要求される。主管庁は、SSPの準備及び内容につき指導する準備をしてもよい。

9.2 全てのSSPは、

- .1 船舶の保安に関する組織的構造の詳細、
- .2 船舶の会社、港湾施設、他船及び関連当局との保安責任に関する関係の詳細、
- .3 船内および船舶と港湾施設を含め他者と有効的かつ継続的情報伝達を許容する通信システムの詳細、
- .4 常時然るべく機能している運用上および実際上の、保安レベル1の基本的保安措置の詳細、
- .5 船舶が、保安レベル2に、さらに必要な場合には保安レベル3に、遅滞なく移行できるような追加の保安措置の詳細、
- .6 SSPの定期的見直しもしくは独立した監査を用意し、そして経験もしくは状況の変化に対応するためにそれらを改訂する備えをすること、そして
- .7 適切な締約政府の連絡先に通報する手順

9.3 効果的なSSPの準備は、特に航海パターンを含め個々の船舶の実際面、及び運用面の特性を詳細に正しく認識することを含め、船舶の保安に関連する全ての課題を詳細に評価することを基本としなければならない。

9.4 全てのSSPは、主管庁もしくはその代行者により承認されなければならない。もしも主管庁が、SSPを検査もしくは承認のためにRSOを使うのであれば、そのRSOは、プランを準備したかもしくはその準備を支援した他のRSOに係わってはならない。

9.5 CSOとSSOは、下記の手順を制定しなければならない。

- .1 SSPの継続的有効性を評価すること、そして
- .2 承認後のプランの改訂を準備すること

9.6 XI-2章および本コードのA部の要件への適合性を初回に検査する際には、SSPに含まれている保安措置が実施されていないなければならない。そうでないならば、要求される国際船舶保安証書を船舶に発行する手順を踏むことはできない。もし保安装置やシステムの事後発見された破綻があった場合、もしくは理由を問わず保安措置が一時中止された場合、同等の暫定的な保安措置が適用されなければならない。主管庁に通知し受諾されなければならない。

船舶保安職務の組織と実施

9.7 セクション9.2に規定した指針に加えて、SSPは全ての保安レベルに関連する下記の事項を含めなければならない。

- .1 保安に関し役割を持っている全ての船内要員の職務と責任、
- .2 常時維持すべきそのような継続的情報伝達を許容するために必要とされる手順もしくは予防手段、
- .3 装置およびシステムの破綻もしくは故障を識別しそれに対応する手順を含め、保安手順や保安と監視装置およびシステムの継続的有効性を評価するために必要とされる手順、
- .4 紙もしくは電子媒体で所持している保安に関する機密情報を保護するための手順と方法、
- .5 もしあるならば、保安と監視装置およびシステムの種類と保守要件、
- .6 可能性のある保安違反もしくは保安関心事に関連する、時機を得た提出と評価を確実にする手順、そして
- .7 船内に積載している危険物もしくは危険物質の、保管場所を含めたインベントリーを作成、維持そして最新化するための手順

9.8 このセクションの残りは、特に各保安レベルにおいて採るべき下記の措置を言及することにある。

- .1 船舶への、船内の要員、旅客、訪問者等によるアクセス、
- .2 船舶における制限区域、
- .3 貨物の取り扱い、
- .4 船舶用品の積み込み、
- .5 所持者に伴われていない手荷物の取り扱い、そして
- .6 船舶の保安をモニターすること

船舶へのアクセス

9.9 SSPには、船舶にアクセスするための下記方法を網羅する保護措置を含めなければならない。

- .1 ラダーへのアクセス、
- .2 ギャングウエーへのアクセス、
- .3 ランプへのアクセス、
- .4 ドア、船側部のスカッフル、窓、開口部へのアクセス、
- .5 繫留索および錨鎖、そして
- .6 クレーンおよびホイスト

9.10 これらのためSSPは、もしも保安レベルそれぞれにおいて、制限もしくは禁止が適用されるべきであるならば、適切な場所を識別しなければならない。各保安レベルのためSSPは、適用すべき制限もしくは禁止の種類とそれらを実施する方法を制定しなければならない。

9.11 SSPには、船舶にアクセスすることを許可するために、また個人が問題なく船舶に留まるために、

要求される各保安レベル毎に識別手段を確立しなければならない。

これには、船内要員および訪問者それぞれのための恒久的および一時的識別を許容する適切な識別システムを開発することを含んでいる。

船舶のいかなる識別システムも、そのようにすることが実際的であるならば、港湾施設に適用されているシステムと関係しなければならない。

旅客は、乗船券等により自分自身の身分証明をしなければならないが、監視下でない場合には制限区域にアクセスすることを許容されてはならない。

SSPは、識別システムが定期的に最新化されることを確実にするための規定を確立しなければならない。そして手順の悪用は懲戒処分の対象としなければならない。

9.12 自分の身元を立証すること、および、もしくはその訪問の目的を確認することを要求された場合に、不本意ながら立証する者、もしくは立証できない者は、船舶にアクセスすることを拒否されるべきであり、アクセスしようとする彼らの企ては、SSO、CSO、PFSO、そして保安に責任を負う国内もしくは地方の当局に報告しなければならない。

9.13 SSPには、特にもしもアクセス管理がランダムベースもしくは臨時ベースで適用されるならば、それらの適用頻度を規定しなければならない。

保安レベル1

9.14 保安レベル1でSSPは、船舶へのアクセスを管理する保安措置を確立しなければならない。下記事項を適用してもよい。

- 1 船舶に乗船しようとする全ての人物の身分証明書をチェックし、そして乗船することの理由を乗船指示書、旅客チケット、搭乗券、作業指示書等をチェックすることにより、確認すること、
- 2 港湾施設と協議し、人物、手荷物(携行物を含み)、個人用携行品、車両そしてその搭載物の点検とサーチを実施できる場所で、船舶が指定保安区域を設置しなければならない、
- 3 港湾施設と協議し、車両運搬船、Ro-Ro及び他の旅客船に積み込まれる車両は、SSPで要求する頻度に従い、積み込み前にサーチを条件とすることを船舶は確実にしなければならない、
- 4 チェック済みの人物とその携行物を、チェックされていないそれらと分離すること、
- 5 乗船する旅客を、下船する旅客と分離すること、
- 6 不正アクセスを防止するために、警備されるべき、もしくは配備されるべきアクセスポイントの識別、
- 7 旅客および訪問者がアクセスする区域に近接しており、警備のため要員が配備されていないスペースへのアクセスを、ロックもしくは他の方法で固縛すること、そして
- 8 可能性のある脅威、疑わしい人物がいればその報告手順、警戒の目的、行動そしてその必要性につき、全ての船内の人物に保安に関する説明を提供すること

9.15 保安レベル1では、船舶に乗船しようとしている人物はサーチを受けなければならない。ランダムサーチを含め、そのようなサーチの頻度は、承認されたSSPに規定しなければならない。そして特別に主管庁により承認されなければならない。

そのようなサーチは、船舶と密接に協調し、また船舶に極めて近接した所で、港湾施設により実施するのが最善であろう。

そのようにするための明確な保安根拠がない限り、船舶の要員は彼らの同僚もしくは彼らの個人携行物をサーチすることを要求されてはならない。

いかなるそのようなサーチは、個人の人権を十分考慮し、個人の基本的な人間の尊厳を順守するようなやりかたで行われなければならない。

保安レベル2

9.16 保安レベル2では、SSPは下記を含め、より高度な警戒と管理を強化することを確実にするため、保安事件の(起こり得る確率が)高まったリスクから保護することに適用すべき保安措置を規定しなければならない。

- .1 不正アクセスを阻止するため、静かな時間帯にデッキ区域をパトロールするため、追加の人員を指名すること、
- .2 船舶へのアクセスポイントの数を制限し、閉鎖するべきアクセスポイントと、それらを適切に固縛する方法を特定すること、
- .3 例えば、港湾施設と協議し、ポートによるパトロールの提供等、水辺からの船舶へのアクセスを阻止すること、
- .4 港湾施設と密接な協力のもとに、船舶の陸上側における制限区域を設けること、
- .5 船上に乗船するか積み込まれる、人物、個人用携行品および車両のサーチの頻度および内容を増加すること、
- .6 船内での訪問者のエスコート、
- .7 特定された脅威、疑わしい人物がいればその報告手順の再強調、強化した警戒の目的、もしくは行動、そして強化した警戒の必要性の強調につき、全ての船内の人物に保安に関する追加の説明を提供すること、そして
- .8 船舶の全面的なもしくは部分的なサーチを実施すること

保安レベル3

9.17 保安レベル3では、船舶は保安事件もしくは脅威に対応する者により発行された指示に適合しなければならない。SSPは、対応する者および港湾施設と協調しつつ船舶が採らなければならない保安措置を、下記を含め、詳細にしなければならない。

- .1 アクセスを、一箇所で管理されたアクセスポイントに限定すること、
- .2 保安事件もしくは脅威に対応する者だけにアクセスを許可すること、
- .3 船上の人物を指揮すること、
- .4 乗船もしくは下船の一時停止、
- .5 貨物取り扱い操作、受け入れ等の一時停止、
- .6 船舶の避難、
- .7 船舶の移動、そして
- .8 船舶の全面的なもしくは部分的なサーチの準備

船舶の立ち入り制限区域

9.18 SSPは船舶において制定すべき制限区域を特定し、その範囲、適用回数、そこにアクセスするために採るべき措置、及びその中での行動を管理するために採るべき保安措置を規定しなければならない。制限区域の目的は次の通りである。

- .1 不正アクセスの防止、
- .2 旅客、乗組員及び乗船を許可された港湾施設もしくは他の組織の関係者を保護すること、
- .3 船内での機密保安区域の保護、そして
- .4 貨物と船舶用品を不正開梱から保護すること

9.19 SSPには、全ての制限区域が明確に確立したポリシーと、それらへアクセスすることを管理するための手順を持つことを確実にしなければならない。

9.20 SSPには、その区域にアクセスすることが制限されていること、及びその区域で不審者・不審物は保安に対する違反となることを、全ての制限区域に明確に表示することを規定しなければならない。

9.21 制限区域には下記を含めてよい。

- .1 船橋、カテゴリAの機関スペース、そしてII-2章で規定されている他のコントロールステーション、
- .2 保安および監視装置とシステムが収納されているスペース、そしてそのコントロールと照明システムのコントロールスペース、
- .3 換気および空調システム、そして他の似通ったスペース、
- .4 飲料水タンク、ポンプ、マニホールドにアクセスできるスペース、
- .5 危険物もしくは危険物質を収納しているスペース、
- .6 カーゴポンプとその制御システムを収納しているスペース、
- .7 貨物スペースと船舶用品を収納しているスペース、
- .8 乗組員の居住区、そして
- .9 SSAを通じて、アクセスが船舶の保安を維持するために制限されなければならないことをCSOにより決定したその他の区域

保安レベル1

9.22 保安レベル1では、SSPは下記を含め、制限区域に適用しなければならない保安措置を確立しなければならない。

- .1 アクセスポイントをロックするか、固縛すること、
- .2 区域をモニターするため、監視装置を使用すること、
- .3 保安ガードもしくはパトロールを使用すること、そして
- .4 船内の人員に、制限区域への不正アクセスを警報する自動侵入者検知装置を使用すること

保安レベル2

9.23 保安レベル2では、制限区域へのアクセスをモニターし、管理することの頻度と度合い(intensity)は、承認された者のみがアクセスできることを確実にするため、増加しなければならない。SSPは、下記を含め、適用すべき追加の保安措置を確立しなければならない。

- .1 アクセスポイントに隣接する制限区域を設けること、
- .2 継続的にモニターする監視装置の設置、そして
- .3 制限区域をガードレパトロールする追加の人員を専任すること

保安レベル3

9.24 保安レベル3では、船舶は保安事件もしくは脅威に対応する者により発行された指示に適合しなければならない。SSPは、対応する者および港湾施設と協調しつつ船舶が採らなければならない保安措置を、下記を含め、詳細にしなければならない。

- .1 船内において、保安事件もしくは保安脅威が確信された場所に近接した、アクセスを拒否する追加の制限区域を設定すること、そして
- .2 船舶のサーチの一部として、制限区域のサーチ

貨物の取り扱い

9.25 貨物の取り扱いに関する保安措置は、

- .1 不正開梱を防止しなければならない、そして
- .2 運送を意図しない貨物を船内に受け入れ、貯蔵しないようにすること

9.26 保安措置には(そのうちのいくつかは港湾施設と協議し適用すべきであるかもしれないが)、船舶へのアクセスポイントにおいて、インベントリー管理手順を含めなければならない。貨物が一旦船上に積み込まれたら、それは本船に運び込まれてもよいと承認されたものとして識別されなければならない。更に、貨物は一旦船上に積み込まれたら、不正開梱の防止を確実にする保安措置を確立しなければならない。

保安レベル1

9.27 保安レベル1では、SSPは、下記を含め、貨物の取り扱い中に適用すべき保安措置を確立しなければならない。

- .1 貨物取り扱い操作に先立ち、またその間に、貨物、貨物輸送ユニットおよび貨物スペースの定期的チェックをする、
- .2 積み込まれた貨物が船積書類と一致することを確実にするためにチェックする、
- .3 港湾施設と協議し、車両運搬船、Ro-Ro及び他の旅客船に積み込まれる車両は、SSPで要求する頻度に従い、積み込み前にサーチを条件とすることを確実にすること、そして
- .4 不正開梱を防止するために使用されるシールもしくはその他の方法をチェックする

9.28 貨物をチェックすることは、下記の方法により実施してもよい。

- .1 外観および物理的な検査、そして
- .2 スキャニング検出装置、機械式装置、犬の使用

9.29 定期的もしくは反復する貨物の移動がある場合、CSOもしくはSSOは、港湾施設と相談し、船荷主もしくはそのような貨物に責任を負う他の者と、周辺(off-site)チェック、シーリング、スケジューリング、支援書類等を含めた処置につき合意してもよい。そのような処置は、関係するPFSOに通知し合意を得なければならない。

保安レベル2

9.30 保安レベル2では、SSPは、下記を含め、貨物の取り扱い中に適用すべき追加の保安措置を確立しなければならない。

- .1 貨物、貨物輸送ユニットそして貨物スペースの詳細なチェック、
- .2 意図した貨物のみが積み込まれることを確実にするための強化チェック、
- .3 自動車運搬船、Ro-Roおよび旅客船に積み込む車両の強化サーチ、そして
- .4 不正開梱を防止するために使用するシールもしくは他の方法をチェックすることの頻度を増し、より詳細に実施すること

9.31 貨物の詳細なチェックは、下記の方法により実施してもよい。

- .1 外観および物理的な検査の頻度と詳細度の強化、
- .2 スキャンング検出装置、機械式装置、犬の使用の頻度増加、そして
- .3 船荷主もしくは他に責任を負う当事者と、制定した合意書および手順に加え、強化保安措置を調整すること

保安レベル3

9.32 保安レベル3では、船舶は保安事件もしくは脅威に対応する者により発行された指示に適合しなければならない。SSPは、対応する者および港湾施設と協調しつつ船舶が採らなければならない保安措置を、下記を含め、詳細にしなければならない。

- .1 貨物の積み込みもしくは陸揚げの一時停止、そして
- .2 もしもあれば、積載された危険物と危険物質のインベントリーの検証

船舶用品の受け入れ

9.33 船舶用品の受け入れに関する保安措置は、

- .1 船舶用品と梱包物の完全性のチェックを確実にすること、
- .2 船舶用品を検査しないで受け入れることを防止すること、
- .3 不正開梱を防止すること、そして
- .4 注文していない船舶用品を受け入れることを防止すること

9.34 その港湾施設を定期的に使用する船舶には、船舶、サプライヤー、港湾施設を含む、引渡しの通知と時機およびそれらの書類を網羅する手順を確立することは適切であるかもしれない。引渡しのため示された船舶用品が、その船舶により注文されたことの証拠が添えられていることを確認することのいくつかの方法がなければならない。

保安レベル1

9.35 保安レベル1において、SSPは、下記を含め、船舶用品の取り扱い中に適用するべき保安措置を確立しなければならない。

- .1 船上に積み込む前に、船舶用品が注文したものと一致することを確実にするためにチェックすること、そして
- .2 船舶用品を直ちに安全に収納することを確実にすること

保安レベル2

9.36 保安レベル2において、SSPは、船上に船舶用品を受け入れるに先立ち、チェックすることにより、そして検査を強化することにより、船舶用品の引渡し中に適用するべき追加の保安措置を確立しなければならない。

保安レベル3

9.37 保安レベル3では、船舶は保安事件もしくは脅威に対応する者により発行された指示に適合しなければならない。SSPは、対応する者および港湾施設と協調しつつ船舶が採らなければならない保安措置を、下記を含め、詳細にしなければならない。

- .1 船舶用品を、より詳細なチェックの対象とすること、
- .2 船舶用品の取り扱いの制限、もしくは一時停止の準備、そして
- .3 船舶用品を船内に受け入れることを拒否すること

所持者に伴われていない手荷物の取り扱い

9.38 SSPには、所持者に伴われていない手荷物(例えば、検査もしくはサーチする場所で、旅客もしくは船舶の人員とは別にされている個人的携行品を含むいかなる荷物)が識別され、それが船内に積み込まれる前に、サーチを含め、適切な検査の対象とすることを確実にするため、適用すべき保安措置を確立しなければならない。

そのような荷物は船舶および港湾施設双方により検査の対象となることを予見されていない。

双方に適切な設備が備えられている場合、検査の責任は港湾施設側にある。港湾施設と密接に協調することは重要であり、所持者に伴われていない荷物が検査の後に安全に取り扱われることを確実にする処置が採られなければならない。

保安レベル1

9.39 保安レベル1でSSPは、所持者に伴われていない手荷物を取り扱う際に、全ての所持者に伴われていない手荷物が、X線検査の使用を含め100%まで検査されるか、もしくはサーチされることを確実にするため、適用しなければならない保安措置を構築しなければならない。

保安レベル2

9.40 保安レベル2でSSPは、所持者に伴われていない手荷物を取り扱う際に、全ての所持者に伴われていない手荷物の100%のX線検査を含めた追加の保安措置を構築しなければならない。

保安レベル3

9.41 保安レベル3では、船舶は保安事件もしくは脅威に対応する者により発行された指示に適合しなければならない。SSPは、対応する者および港湾施設と協調しつつ船舶が採らなければならない保安措置を、下記を含め、詳細にしなければならない。

- .1 そのような手荷物を、より詳細な検査の対象とする、例えば、少なくとも2つの異なった角度からそれをX線で検査すること、
- .2 所持者に伴われていない手荷物の取り扱いを制限するか、もしくは一時停止する準備を行うこと、そして
- .3 所持者に伴われていない手荷物を、船内に受け入れることを拒否すること

船舶の保安監視

9.42 船舶は、船舶、船上の制限区域、そして船舶の周辺をモニターする能力を持たなければならない。そのようなモニタリング能力には下記の使用を含めてもよい。

- .1 照明、
- .2 パトロールを含め、当直者、保安ガード、そして甲板当直者、そして
- .3 自動侵入者検知装置および監視装置

9.43 侵入者検知装置は、使用する場合、継続的に人がいるかモニターされている場所において、可視、可聴の警報を作動させなければならない。

9.44 SSPは、天候もしくは電源異常による可能性のある影響を考慮することを含め、それぞれの保安レベルにおいて必要とされる手順と装置、そしてモニター装置が継続的に作動することができることを確実にする方法を構築しなければならない。

保安レベル1

9.45 保安レベル1でSSPは、船舶の保安要員が一般的には船舶を、とりわけバリアと制限区域を観察できるように、照明、当直者、保安ガードもしくは保安と監視装置の使用などの組み合わせが適用される保安措置を構築しなければならない。

9.46 船舶のデッキと本船へのアクセスポイントは、船舶と港のインターフェース業務を行っている間、もしくは港湾施設が錨地において、暗い時間帯および不良視界の期間、照明されていなければならない。航行中必要であれば、現在有効である海上における衝突防止のための国際条約の規定を考慮し、船舶は安全航海を阻害しない程度で最大に照明しなければならない。適切な照明のレベルと場所を決定する際に、下記事項を考慮しなければならない。

- .1 船舶の要員は、船舶の岸壁側及び彼岸壁側で、船舶の向こうまで行動を検知することができなければならない、
- .2 船舶とその周辺に、照明が届かなくてはならない、
- .3 照明範囲はアクセスポイントで身元確認を実施できるようにしなければならない、そして
- .4 港湾施設と調整し、照明してもよい

保安レベル2

9.47 保安レベル2でSSPは、モニタリングおよび監視能力を強化するため、下記を含め適用すべき追加の保安措置を構築しなければならない。

- .1 保安パトロールの頻度と詳細度を増加すること、
- .2 照明範囲と強度の増加、もしくは保安と監視装置の使用を増強すること、
- .3 保安の見張りとして追加の要員を指名すること、そして
- .4 水上ではボートでパトロールを、そして陸上では徒歩もしくは車両パトロールを確実に調整すること。

9.48 保安事故の高まったリスクを防ぐため、追加の照明が必要になるかもしれない。必要な場合、追加の陸上側照明を港湾施設から協力を得て設置してもよい。

保安レベル3

9.49 保安レベル3では、船舶は保安事件もしくは脅威に対応する者により発行された指示に適合しなければならない。SSPは、対応する者および港湾施設と協調しつつ船舶が採らなければならない保安措置を、下記を含め、詳細にしなければならない。

- .1 船上への全ての照明を点灯すること、もしくは船舶の周辺を照明すること、
- .2 船上もしくは船舶周辺の行動を記録できる全ての監視装置を作動させること、
- .3 そのような監視装置が記録を継続できる時間を最大限にすること、
- .4 船体の水中検査を準備すること、そして
- .5 もしも実行可能ならば、プロペラを低速回転させることを含め、船体へ水中からアクセスすることを阻止するための措置を開始すること

保安レベルの相違

9.50 SSPは、もしも船舶が港湾施設に適用している保安レベルより高いレベルならば、船舶が採用しうる手順と保安措置の詳細を構築しなければならない。

本コードが及ばない業務

9.51 SSPは、下記の場合に船舶が適用しなければならない手順と保安措置の詳細を構築しなければならない。

- .1 船舶が、締約政府でない国の港にいる場合、
- .2 船舶が、本コードが適用していない船舶とインターフェースして(係わって)いる場合⁷、
- .3 船舶が、固定式もしくは浮動式プラットフォームもしくは移動式海底掘削ユニットとインターフェースして(係わって)いる場合、もしくは
- .4 XI-2章および本コードのA部に適合することを要求されない港湾もしくは港湾施設とインターフェースして(係わって)いる場合

⁷ 海事保安会議決議3 および7にて採択された、SOLAS XI-2 章が適用されない港湾施設及び作業現

場における沖合い掘削ユニットの海事保安を高めるための国際海事機関の更なる作業を参照のこと。

保安宣言

9.52 SSPは、港湾施設からのDoSに関する要請をどのように取り扱うか、そして船舶自身がDoSを要請しなければならないような状況、を詳細にしなければならない。

監査と見直し

9.53 SSPは、CSOおよびSSOがどのようにしてSSPの継続的有效性を監査することを意図するか、そしてSSPの見直し、更新もしくは改訂のために従わなければならない手順を構築しなければならない。

10 記録簿

一般

10.1 記録は、船舶保安計画の規定が実施されていることを検証するため、正規に承認された締約政府の職員に提示可能にしておかなければならない。

10.2 記録は、どのような形態でも保管されてもよいが、不正なアクセスもしくは不正な開示から保護されなければならない。

11 会社保安職員

関連する指針は、セクション8, 9, 13に示す。

12 船舶保安職員

関連する指針は、セクション8, 9, 13に示す。

13 船舶保安に関する訓練、操練および演習

訓練

13.1 CSOと陸上サイドの適切な会社要員およびSSOは、下記の一部もしくは全てに関し、適切な知識を持ち、訓練を受けなければならない。

- .1 保安行政、
- .2 関連する国際条約、コード及び勧告、
- .3 関連する政府の法規と規則、
- .4 他の保安組織の責任と機能、
- .5 船舶保安評価の手法、
- .6 船舶保安検査と点検の方法、
- .7 船舶と港の運用と事情、
- .8 船舶と港湾施設の保安措置、
- .9 緊急時の準備と対応および対応計画書、
- .10 保安措置と手順を含め、保安訓練と教育の指導技法、

- .11 保安に関する機密情報と保安に関する通信の取り扱い、
 - .12 最新の保安脅威とパターンの知識、
 - .13 武器、危険物及び危険な道具の認識と検知、
 - .14 差別的でないことを原則とし、保安に脅威を与えそうな人物の性格やそぶりについての認識、
 - .15 防護措置を回避するため用いられる技法、
 - .16 保安装置とシステムおよびそれらの操作上の制限、
 - .17 監査、点検、監督およびモニタリングを実施する方法、
 - .18 身体検査と押し付けがましくない検査方法、
 - .19 港湾施設と合同で行う操練と演習を含め、保安操練と演習、そして
 - .20 保安操練と演習の評価
- 13.2 更にSSOは、下記の一部もしくは全てに関し、適切に知識を持ち訓練を受けなければならない。
- .1 当該船舶のレイアウト、
 - .2 SSPと関連手順(如何に対応するかについてのシナリオベースの訓練を含め)、
 - .3 群衆の管理と整理技法、
 - .4 保安装置とシステムの操作、そして
 - .5 保安装置とシステムの試験、校正および航海中の保守
- 13.3 特別な保安職務を持つ船舶の要員は、下記を含めそれぞれに見合って、自分に与えられた職務を遂行するための十分な知識と能力を有していなければならない。
- .1 最新の保安脅威とパターンの知識、
 - .2 武器、危険物及び危険な道具の認識と検知、
 - .3 保安に脅威を与えそうな人物の性格やそぶりについての認識、
 - .4 保安措置を回避するため用いられる技法、
 - .5 群衆の管理と整理技法、
 - .6 保安関連の通信、
 - .7 緊急手順と対応計画書の知識、
 - .8 保安装置とシステムの操作、
 - .9 保安装置とシステムの試験、校正および船上での保守、
 - .10 点検、監督そしてモニタリング技法、そして
 - .11 人、その携行物、手荷物、貨物そして船舶用品の検査方法
- 13.4 その他の船舶要員は全員、下記を含め、自分に与えられた職務を遂行するための十分な知識を有し、かつそれに習熟していなければならない。
- .1 異なった保安レベルの意味と重要な要件、
 - .2 緊急手順と対応計画書の知識、
 - .3 武器、危険物及び危険な道具の認識と検知、
 - .4 差別的でないことを原則とし、保安に脅威を与えそうな人物の性格やそぶりについての認識、

- そして
- .5 保安措置を回避するため用いられる技法、

操練と演習

13.5 操練と演習の目的は、船舶に乗船している者が全ての保安レベルにおいて自分に与えられた全ての職務への熟達を確実にすることにある。また取り組まなければならない全ての保安関連欠陥の識別を確実にすることにある。

13.6 船舶保安計画の規定を効果的に実施することを確実にするため、操練は少なくとも3ヵ月に一度実施しなければならない。さらに、過去3ヵ月以内にその船舶で一度も操練に参加したことのない者がいて、船舶の要員が一度に25%以上交代した場合、操練はその交代時から一週間以内に実施しなければならない。これらの操練は、パラグラフ8.9に列挙している保安脅威など、計画の個々の要素をテストしなければならない。

13.7 CSO、PFSO、そして可能ならばSSOと同様に締約政府の関連当局の参加を含めてもよいさまざまな種類の演習は、少なくとも毎年一度(演習と演習との間隔が18ヶ月以内に)実施しなければならない。これらの演習は、通信、調整、可能な資源および対応につき、テストしなければならない。これらの演習は、下記でもよい。

- .1 完全な規模もしくはライブ、
- .2 テーブルトップシミュレーションもしくはセミナー、もしくは
- .3 捜索と救助、もしくは緊急対応演習のような他の演習と組み合わせて

13.8 他の締約政府と一緒に演習に会社が参加することは、主管庁により承認されなければならない。

14 港湾施設保安

関連する指針は、セクション15, 16, 18に示す。

15 港湾施設保安評価

一般

15.1 港湾施設保安評価(PFSA)は、認定保安団体(RSO)により実施されてもよい。しかしながら、完了したPFSAの承認は、関連する締約政府のみにより、与えられなければならない。

15.2 もしも締約政府が、PFSAの適合性を検査もしくは検証するためにRSOを使用するならば、そのRSOは、その評価を準備したかもしくは準備に係った他のRSOと関わってはならない。

15.3 PFSAは、港湾施設において下記の要素につき対処しなければならない。

- .1 物理的保安、
- .2 構造完全性、

- .3 人員保護システム、
 - .4 手順的ポリシー、
 - .5 コンピュータシステムとネットワークを含め、無線と電話通信システム、
 - .6 関連輸送インフラ、
 - .7 公共施設(ガス、電気、水道など)
 - .8 もしも損傷をおった場合もしくは不法な監視のために使用される場合、人、資産もしくは運用に対しリスクを与える可能性のある港湾施設内の区域
- 15.4 PFSAに関わる者は、下記に関し、専門的な支援を利用できないといけない。
- .1 最新の保安脅威とパターンの知識、
 - .2 武器、危険物及び危険な道具の認識と検知、
 - .3 保安に脅威を与えそうな人物の性格やそぶりについて、差別的な根拠を配し所しての認知、
 - .4 防護措置を回避するため用いられる技法、
 - .5 保安事件を引き起こすために用いられる方法、
 - .6 構造物と港湾施設のサービス供給者への爆発の影響、
 - .7 港湾施設保安、
 - .8 港湾業務、
 - .9 緊急対応計画書、緊急時の準備と対応
 - .10 例えばフェンスのような物理的保安措置、
 - .11 コンピュータシステムとネットワークを含め、無線と電話通信システム、
 - .12 運送と土木技術、そして
 - .13 船舶と港湾の運用

重要な資産と防護すべき重要なインフラの識別と評価

15.5 重要な資産とインフラを識別し評価することは、港湾施設の構造とインフラの相対的重要性を立証しうる方法である。この識別と評価方法は重要である、なぜならば、それは、保安事故から保護するためにもっと重要な資産や構造についての軽減戦略を収束するためのベースをもたらすからである。この方法は、人命、公共の住居地域、港の経済意義、象徴的価値そして政府施設の存在等の潜在的な損失を考慮しなければならない。

15.6 資産とインフラの識別と評価は、保護するための相対的重要性を優先付けするために用いなければならない。重要なことは、死亡や負傷を避けることでなければならない。また港湾施設、構造もしくは施設が資産なくしてその機能を継続することができるかどうか、また通常の機能へ迅速に回復することが可能な程度かどうかということを検討することも重要である。

- 15.7 保護すべき重要な資産とインフラとは下記を含んでいる。
- .1 アクセス、入口、進入路、そして錨地、操船および接岸区域、
 - .2 貨物施設、ターミナル、貯蔵区域、そして貨物取り扱い装置、
 - .3 電子流通システム、無線および電話通信システム、そしてコンピュータシステムとネットワークの

- ようなシステム、
- .4 港内船舶交通官制システムおよび航行援助、
 - .5 パワープラント、貨物輸送パイプ、そして水の供給、
 - .6 橋、鉄道レール、道路、
 - .7 パイロットボートや水供給業者を含めたポートサービスボート、
 - .8 保安と監視装置およびシステム、そして
 - .9 港湾施設に隣接する水域

15.8 資産とインフラの明確な識別は、港湾施設の保安要件、防護措置の優先順位付け、そして港湾施設をより保護するための資源の配置に関する決定を評価するために重要なことである。

そのプロセスは港湾施設に隣接し、施設内での損傷を引き起こしかねない構造物、施設に損傷を引き起こす目的、施設の不正監視もしくは注意をそらすために使用される可能性のある構造物に関し、当局と相談することを含んでいる。

保安措置を確立し順位付けするために、資産とインフラに対する考え得る脅威とその発生の可能性の識別

15.9 資産とインフラの保安に脅威をもたらす可能性のある行動、そしてそのような行動を行う方法は、与えられた資産もしくは保安事故が起こり得る場所の脆弱性を評価するため、そして、計画および資源の配置を可能ならしめるため、保安プログラム要件を確立し優先順位付けするために識別しなければならない。

それぞれの可能性のある行動とその方法を識別し評価することは、政府機関による脅威評価を含め、さまざまな要素をベースとしなければならない。

脅威を識別し評価するまで、評価を実施する者は、計画および資源の配置に関し指針を与えるために最悪のシナリオを当てる必要はない。

15.10 PFSAは、下記を決定するため、関連する国内の保安組織と相談して実施する評価を含めなければならない。

- .1 施設を使用した船舶航行を含め、攻撃のターゲットになり易い港湾施設のいかなる特筆点、
- .2 人命損失、資産への損傷、輸送システムの崩壊を含めた経済的崩壊、港湾施設へのあるいは港湾施設での攻撃といった観点から、起こり得る影響、
- .3 そのような攻撃を始めるらしいということの可能性と意図、そして
- .4 考えられる攻撃のタイプ

保安措置を確立しなければならないリスクレベルの全般的な評価を提出すること。

15.11 PFSAは、保安事件の下記の種類を含めてもよい、すべての考えられる脅威を検討しなければならない。

- .1 港湾施設もしくは船舶への損傷もしくはその崩壊、例えば、爆発装置、放火、サボタージュもしくは破壊行為等により、

- .2 船舶もしくは船上の者のハイジャックもしくは拿捕、
- .3 貨物、重要機器もしくはシステム、船舶用品を不正開梱し手を加えること、
- .4 密航者の存在を含め、不正アクセスもしくは不正使用、
- .5 大量殺戮のための武器を含め、武器や装置の密輸、
- .6 犯行者と彼らの個人装備を運搬するために船舶を使用すること、
- .7 船舶そのものを武器として、もしくは損傷や破壊を引き起こす手段として使用すること、
- .8 港口、水門、侵入路等のブロック、そして
- .9 原子力、生物学的そして化学的攻撃

15.12 そのプロセスは港湾施設に隣接し、施設内での損傷を引き起こしかねない構造物、施設に損傷を引き起こす目的、施設の不正監視もしくは注意そらすために使用される可能性のある構造物に関し、当局と相談することを含めなければならない。

対応策と手順変更の識別、選別および順位付け、および脆弱性を軽減するためのそれらの効果度合い

15.13 対応策の識別と優先順位付けは、最も効果的な保安措置が港湾施設の脆弱性もしくは可能性のある脅威に対する船舶と港湾施設のインターフェースを軽減するために用いられることを確実にするために設計される。

15.14 保安措置は、それらが攻撃の確率を軽減するか否かといった要素をベースとして選択しなければならない。そして下記を含む情報を用いて評価しなければならない。

- .1 保安検査、点検、監査、
- .2 港湾施設の所有者と管理者、そして隣接した構造物の所有者と管理者と協議すること、
- .3 保安事故に関する来歴情報、そして
- .4 港湾施設内での業務

脆弱性の識別

15.15 物理的構造、人的保護システム、プロセス、もしくは保安事故に至るかもしれない他の分野での脆弱性を識別することは、それらの脆弱性を排除するかもしくは軽減するためのオプションを確立するために用いることができる。

例えば、港湾施設の保安システム、もしくは物理的な措置をすれば解決するかも知れない、水供給、橋梁、等のような保護されていないインフラについて、解析することによってその弱点を明らかにするかも知れない。例えば、恒久的バリア、警報、監視装置等。

15.16 脆弱性の識別は、下記事項の考慮を含めなければならない。

- .1 港湾施設と施設に着岸している船舶への、水上からと陸上からのアクセス、
- .2 岸壁、施設、及び関連構造物の構造的完全性、
- .3 識別システムを含め、現存の保安措置と手順、
- .4 ポートサービスと公共設備に関連する、現存の保安措置と手順、
- .5 コンピュータシステムとネットワークを含め、無線および電話通信装置、ポートサービスおよび公

- 共設備を保護する措置、
- .6 攻撃の間もしくは攻撃のため、利用されるかもしれない隣接区域、
- .7 陸上・海上の保安サービスを提供している民間の保安会社との現存の契約、
- .8 安全と保安措置および手順の間での矛盾したポリシー、
- .9 港湾施設職務と保安職務の指名の矛盾、
- .10 実施と要員の制約、
- .11 訓練と操練の間で識別された欠陥、そして
- .12 日常業務、事件もしくは警報に引き続き、保安関連の報告、監督措置の実施、監査等で識別された欠陥

16 港湾施設保安計画

一般

16.1 Port Facility Security Plan (PFSP)の準備は、PFSOの責任である。PFSOがそのポストに関連する全ての職務を個人的に実施する必要はないものの、それらの職務が適切に実施されることを確実にすることの最終責任は、依然として個々のPFSOにある。

16.2 港湾施設もしくはそれがカバーする施設の特有な状況により、それぞれのPFSPの内容は異なるべきである。

PFSAは、PFSOを任命するため、そしてPFSPを準備するための必要性を導き出すような、港及び可能性のある脅威の特有な特徴を識別するであろう。PFSPの準備は、PFSPおよび保安違反の発生確率と考えられるリスクの影響を最小限にするため、確立すべき適切な保安措置に規定すべき条項と他の地方もしくは国内における保安に係わる検討が要求される。締約政府は、PFSPの準備と内容につき、アドバイスを準備してもよい。

16.3 全てのPFSPは、

- .1 港湾施設の保安組織を詳細にすること、
- .2 関連当局との組織的リンク、船舶が港にいる場合を含め他のリンクとの効果的かつ継続的運用を可能とする通信システムを詳細にすること、
- .3 適正な運用面及び実際面での基本的な保安レベル1の措置を詳細にすること、
- .4 港湾施設が保安レベル2に、更に必要な場合保安レベル3に遅滞なく移行することを可能とする追加の措置を詳細にすること、
- .5 PFSPの定期的な見直しと独立した監査、そして経験もしくは環境の変化に伴うそれらの改訂を規定すること、そして
- .6 適切な締約政府の連絡先への通報手順を決めること

16.4 効果的なPFSPの準備は、特に個々の港湾施設の実際面、及び運用面の特性を詳細に正しく認識することを含め、港湾施設の保安に関連する全ての課題を詳細に評価することにかかっている。

16.5 締約政府は、その管轄下にある港湾施設のPFSPを承認しなければならない。

締約政府は承認した後、それぞれのPFSP、及びPFSPの改訂の継続的有効性を評価するための手順を制定しなければならない。

PFSPは、これらの要件に適合していることの証拠として、保安事件と脅威、見直し、監査、訓練、操練及び演習の記録の保存に関する規定を設けなければならない。

16.6 PFSPが承認されている合理的な期間内は、PFSPに含まれている保安措置を実施しなければならない。

各措置が実施される際にPFSPは立証しなければならない。

もしもその規定への応答に対して遅延があるようであれば、PFSPの承認に責任を負っている締約政府と協議しなければならない。

そして同等の保安レベルをもたらすような一時的な代替措置が、その期間だけ認められる。

16.7 船舶の近辺もしくは港湾施設内で武器を使用することは、とりわけ、ある特定の危険物質もしくは有害物質に関し、特別なそして重大な安全に係わるリスクをもたらすかもしれない。それは非常に注意深く検討されなければならない。

締約政府がこれらの区域で武装した要員を用いることが必要だと決定した際には、その締約政府はそのような武装した要員が正規に承認されていること、武器を使用することを訓練されていること、そして彼らがその区域における安全に対する特別なリスクを承知していることを確実にしなければならない。もしも締約政府が、武器の使用を承認したならば、武器の使用に関する特別な安全指針を発行しなければならない。PFSPは、この問題について特別な指針を含んでいなければならず、とりわけ危険物質もしくは有害物質を積載する船舶への適用に関する特別な指針を含んでいなければならない。

港湾施設保安職務の組織と実施

16.8 セクション16.3に与えられている指針に加え、PFSPは全ての保安レベルに関連した下記事項を構築しなければならない。

- .1 港湾施設保安組織の役割と構造、
- .2 保安に関する役割を持った全ての港湾施設要員の職務と責任および訓練要件、そしてそれら個々の有効性を評価することができる実行措置、
- .3 保安に責任を負っている他の国の、もしくは地方の当局の、港湾施設保安組織との連携、
- .4 保安に関し役割を持つ港湾施設の要員、港内の船舶、そして適切な場合には保安責任を負う当局との間で、効果的かつ継続的情報伝達を可能とする通信システム、
- .5 常時維持されるべき継続的情報伝達を可能にするために必要な手順もしくは安全対策、
- .6 紙もしくは電子媒体で保管している保安に関する機密情報を保護するための手順と履行、
- .7 装置の機能喪失や故障を識別し対応する手順を含め、保安措置、手順および装置の継続的な有効性を評価するための手順、
- .8 保安もしくは保安に関連する事項に対する違反に関連する報告の提出、並びにその評価を可能とする手順、
- .9 貨物取り扱いに関する手順、
- .10 船舶用品の引渡しを対象とする手順、

- .11 危険物と危険物質及びそれらの港湾施設内での場所に関する記録の維持および最新化のための手順、
 - .12 警報手段、および爆弾のサーチと水中サーチを含めた、水上パトロールと専門サーチチームサービスの取得、
 - .13 要請された場合、船舶に乗船しようと目論んでいる者の身元を確認することにおいて、SSOを支援する手順、そして
 - .14 船員の福利団体及び労働団体の代表者を含めた訪問者の船舶へのアクセス及び船舶要員の上陸休暇もしくは要員の交代を容易にする手順、
- 16.9 このセクションの残りは、特に各保安レベルにおいて採るべき下記の措置を規定することにある。
- .1 港湾施設へのアクセス、
 - .2 港湾施設における制限区域、
 - .3 貨物の取り扱い、
 - .4 船舶用品の引渡し、
 - .5 所持者がいない手荷物の取り扱い、そして
 - .6 港湾施設の保安をモニタリングすること

港湾施設へのアクセス

16.10 PFSPは、港湾施設にアクセスするためのPFSPに識別されたすべての方法を含む保安措置を確立しなければならない。

16.11 これらのためPFSPは、もしも保安レベルそれぞれで制限もしくは禁止が適用されているならば、適切な場所を識別しなければならない。各保安レベルのためPFSPは、適用すべき制限もしくは禁止の種類とそれらを実施する方法を特定しなければならない。

16.12 PFSPには、港湾施設にアクセスすることを許可するために、また個人が問題なく港湾施設に留まるために、要求される各保安レベル毎の識別手段を確立しなければならない。

これには、港湾施設要員および訪問者それぞれのための恒久的および一時的識別を許容する適切な識別システムを開発することを含んでいる。

港湾施設のいかなる識別システムも、そのようにすることが実際的であるならば、港湾施設を定期的に使

用している船舶に適用されているシステムと関係しなければならない。

旅客は、乗船券、チケット等により自分自身の身分証明をしなければならないが、監視下でない場合には制限区域にアクセスすることを許容されてはならない。

PFSPは、身元識別システムが定期的に最新化されることを確実にするための規定を確立しなければならない。そして手順の悪用は懲戒処分の対象としなければならない。

16.13 自分の身元を立証することを要求された場合に、不本意ながら立証する者、もしくは立証できない者、その訪問目的を確認できない者は、港湾施設にアクセスすることを拒否されるべきであり、アクセス

しようとする彼らの企ては、PFSOと保安に責任を負う国または地方当局に報告しなければならない。

16.14 PFSPには、人、携行品そして車両の点検が行われる場所を識別しなければならない。そのような場所は、天候状況に係わりなくPFSPに規定された頻度に従って継続的な運用を円滑にするため、覆われていなければならない。

一旦サーチを受けたなら、人物、個人用携行物および車両は直接制限された待機区域、乗船区域もしくは車両積載区域に向かわなければならない。

16.15 PFSPには、チェックされた人物とその携行品及びチェックされていない人物とその携行品のため、分離した場所を制定しなければならない。

もしも可能ならば、チェックされていない人物がチェックされた人物と接触をとることが出来ないことを確実にするため、乗船客と下船客、船舶の要員、そして彼らの携行品のために分離した区域を制定しなければならない。

16.16 PFSPには、特にもしもそれらがランダムベースもしくは臨時ベースに適用されるならば、アクセス管理の適用頻度を設定しなければならない。

保安レベル 1

16.17 保安レベル1では、PFSPは下記事項が適用する場合、コントロールポイントを確立しなければならない。

- .1 締約政府によって承認されなければならない規準でのフェンスもしくは他のバリアにより、立ち入り禁止とすべき制限区域、
- .2 旅客、船舶の乗船者そして訪問者を含め、船舶に関連して港湾施設に入ろうとしている全ての者について乗船指示書、旅客チケット、乗船券、作業注文書等をチェックすることにより、入ろうとしている理由を確認すること、
- .3 船舶に関連して港湾施設に入ろうとしている者が使用している車両をチェックすること、
- .4 港湾施設の要員及び港湾施設に雇用されている者及び彼らの車両の識別を検証すること、
- .5 港湾施設内に雇用されていない者もしくはその施設内で作業をしていない者を、もし彼らが自らの身元を立証することができなければ、除外するためにアクセスを制限すること、
- .6 人物、その携行品、車両そしてその積載品のサーチを実施すること、そして
- .7 恒久的に閉鎖しロックされるべき通常使用しないアクセスポイントを識別すること

16.18 保安レベル1では、港湾施設に入ろうとしている全ての者は、サーチを受けなければならない。ランダムサーチを含めそのようなサーチの頻度は、承認されたPFSPに規定されなければならない。締約政府により特別に承認されなければならない。

そのようにするための明確な保安根拠がない限り、港湾施設の要員は彼らの同僚もしくは彼らの個人携行物をサーチすることを要求されてはならない。いかなるそのようなサーチは、個人の人権を十分考慮し、個人の基本的な人間の尊厳を順守するようなやりかたで行われなければならない。

保安レベル 2

16.19 保安レベル2では、PFSPは下記を含め、適用すべき追加の保安措置を構築しなければならない。

- .1 アクセスポイントをガードし周囲バリアをパトロールするため、追加の人員を指名すること、
- .2 港湾施設へのアクセスポイントの数を制限し、閉鎖すべきアクセスポイントと、それらを適切に固縛する方法を特定すること、
- .3 保安バリア等のように、残りのアクセスポイントを通じて動きを遅らせる方法を採用すること、
- .4 人物、その携行品、車両のサーチの頻度を増加すること、
- .5 港湾施設へのアクセスを要求しているが、検証しうる正当性を提出できない訪問者に、アクセスを拒否すること、そして
- .6 水辺の保安を強化するため、パトロールボートを使用すること

保安レベル 3

16.20 保安レベル3では、港湾施設は保安事件もしくは脅威に対応する者により発行された指示に適合しなければならない。PFSPは、対応する者および港湾施設にいる船舶と協調しつつ港湾施設が採らなければならない保安措置を、詳細にしなければならない。その措置には下記を含めてもよい。

- .1 港湾施設の全てもしくはその一部へのアクセスを一時停止すること、
- .2 その保安事件もしくは脅威に対応する者のみにアクセスを許容すること、
- .3 港湾施設の全てもしくはその一部での、歩行もしくは車両の移動を一時停止すること、
- .4 適切な場合、港湾施設内の保安パトロールを増加すること、
- .5 港湾施設の全てもしくはその一部で、港湾作業を一時停止すること、
- .6 港湾施設の全てもしくはその一部に関連する船舶の移動を指示すること
- .7 港湾施設の全てもしくはその一部から立ちのくこと。

港湾施設の立ち入り制限区域

16.21 PFSPは港湾施設内において制定すべき制限区域を識別し、その範囲、適用回数、そこにアクセスするために採るべき保安措置、及びその中での行動を管理するために採るべき措置を規定しなければならない。PFSPには必要に応じ、そのような区域が確立される前後の保安を、一時的な制限区域を一掃することを確実にする措置を含めなければならない。制限区域の目的は次の通りである。

- .1 旅客、船舶の乗船者、港湾施設の要員及びその船舶に関連し訪問する者を含めた訪問者を保護すること、
- .2 港湾施設を保護すること、
- .3 港湾施設を使用し、サービスを提供している船舶を保護すること、
- .4 港湾施設内での機密の保安場所を保護すること、
- .5 保安と監視装置およびシステムを保護すること、そして
- .6 貨物と船舶用品を不正開梱から保護すること

16.22 PFSPは、下記を管理するため、全ての制限区域が保安措置を明確に制定することを確実にしなければならない。

- .1 個人によるアクセス、
- .2 車両の入構、駐車、積み込み及び積み出し、
- .3 貨物と船舶用品の移動と貯蔵、そして
- .4 所有者のいない手荷物もしくは個人用携行物

16.23 PFSPには、その区域にアクセスすることが制限されていること、及びその区域で不審者・不審物は保安に対する違反となることを、全ての制限区域に明確に表示することを規定しなければならない。

16.24 侵入者自動検知装置が使用されている場合、それは警報の装置の引き金に対応することができる管理センターに警報を発しなければならない。

16.25 制限区域には、下記を含めてもよい。

- .1 船舶に直接隣接する陸上区域及び水路サイド、
- .2 乗下船区域、およびサーチポイントを含め旅客と乗組員の待機および処理手続き区域、
- .3 貨物と船舶用品の積み下ろし、および貯蔵区域、
- .4 積荷書類を含め、保安関連の機密情報が保管されている場所、
- .5 危険物および危険物質が保管されている区域、
- .6 保安と監視のコントロールルームを含め、船舶航行管理システム、航行援助、そして港湾管理ビル、
- .7 保安および監視装置が貯蔵もしくは配置されている区域、
- .8 重要な電気、無線と電話通信、水とか他のユーチリティ設備、そして
- .9 船舶、車両及び個人がアクセスすることを制限されている港湾施設内の場所

16.26 保安措置は、関連する当局との合意のうえ、港湾施設を監視できる構造物への不正なアクセスを制限することまで、その範囲を拡大してもよい。

保安レベル1

16.27 保安レベル1でPFSPは、制限区域に適用する保安措置を確立しなければならない。その措置には下記を含めてよい。

- .1 締約政府により受け入れられた基準を持つ、制限区域の周囲の恒久的なもしくは一時的なバリアの提供、
- .2 使用している場合には保安警備員により、使用されていない場合には効果的にロックもしくは閉鎖することによりアクセスが管理できているアクセスポイントの設置、
- .3 制限区域に入る資格を与えられている個人を識別するために提示しなければならない識別の供与、
- .4 車両が制限区域に入ることを承認されていることを示す明瞭なマーキング、
- .5 ガードとパトロールの配備、
- .6 制限区域への不正侵入、もしくは制限区域内の移動を検知するための、自動侵入者検知装置もしくは監視装置・システムの配備、

- .7 港湾施設を使用している船舶の周辺で、船舶の動きを制限すること、

保安レベル2

16.28 保安レベル2でPFSPは、制限区域内におけるモニターの頻度と程度を強化することを確立しなければならない。PFSPは、追加の保安措置を確立しなければならない。その措置には下記を含めてよい。

- .1 パトロールもしくは自動侵入者検知装置の使用を含め、制限区域を取り巻くバリアもしくはフェンスの有効性を強化すること、
- .2 制限区域へのアクセスポイントの数を減らすこと、そして他のアクセスポイントに適用する管理を強化すること、
- .3 岸壁に接岸している船舶に隣接する駐車場への制限、
- .4 制限区域へのアクセスを更に制限し、区域内での移動と貯蔵を更に制限すること、
- .5 継続的モニタリングおよび記録監視装置を使用すること、
- .6 制限区域の境界及び区域内において実施するパトロールの回数と頻度を強化すること、
- .7 制限区域に隣接する区域へのアクセスを設け、それを制限すること、そして
- .8 港湾施設を使用している船舶に隣接している水域への、無許可の小船のアクセスを制限すること

保安レベル3

16.29 保安レベル3では、港湾施設は保安事件もしくは脅威に対応する者により発行された指示に適合しなければならない。PFSPは、対応する者および港湾施設にいる船舶と協調しつつ港湾施設が採らなければならない保安措置を、詳細にしなければならない。その措置には下記を含めてもよい。

- .1 保安事件(が発生した場所)に近い港湾施設内で、追加の制限区域を設定すること、そして
- .2 港湾施設の全てもしくはその一部で、制限区域のサーチを準備すること

貨物の取り扱い

16.30 貨物の取り扱いに関する保安措置は、

- .1 不正開梱を防止しなければならない、そして
- .2 運送を意図しない貨物を港湾施設に受け入れて貯蔵しないようにしなければならない

16.31 保安措置には、港湾施設へのアクセスポイントでの在庫管理手順を含めなければならない。一旦港湾施設に入った貨物は、それらは船舶に積み込むか、もしくは積み込みを待っている間に制限区域に一時貯蔵されているものとして承認されたものと見なされることができる。積み込む日が確認されない貨物の港湾施設への持ち込みは制限されて然るべきである。

保安レベル1

16.32 保安レベル1でPFSPは、貨物の取り扱いに適用する保安措置を確立しなければならない。その措置には下記を含めてよい。

- .1 貨物取り扱い操作に先立ち、またその間に、港湾施設内での貨物、貨物輸送および貨物貯蔵

- 区域を定期的にチェックすること、
- .2 港湾施設に持ち込まれた貨物が、発送状もしくは船積書類に相当するものと一致することを確実にするためにチェックすること、
 - .3 車両をサーチすること、そして
 - .4 港湾施設に持ち込まれ貯蔵された際には、不正開梱を防止するために用いるシールおよび他の方法をチェックすること
- 16.33 貨物をチェックすることは、下記の方法により実施してもよい。
- .1 外観および物理的な検査、そして
 - .2 スキャニング検出装置、機械式装置、犬の使用
- 16.34 定期的もしくは反復する貨物の移動がある場合、CSOもしくはSSOは、港湾施設と相談し、船積業者もしくはそのような貨物に責任を負う他の者と、周辺チェック(off-site)、シーリング、スケジューリング、支援書類等を含めた処置につき合意してもよい。そのような処置は、関係するPFSSOに通知し合意を得なければならない。

保安レベル2

- 16.35 保安レベル2でPFSSPは、貨物の取り扱い中に管理を強化するため、追加の保安措置を確立しなければならない。その措置には下記を含めてよい。
- .1 貨物、貨物輸送ユニットそして貨物貯蔵区域の詳細なチェック、
 - .2 書類の整っている貨物のみが港湾施設に持ち込まれ、そこで一時貯蔵され船舶に積み込まれることを確実にするための適切な強化チェック、
 - .3 車両の強化サーチ、そして
 - .4 不正開梱を防止するために使用するシールもしくは他の方法をチェックすることの頻度を増し、より詳細に実施すること
- 16.36 貨物の詳細なチェックは、下記の方法により実施してもよい。
- .1 港湾施設内で貨物、貨物輸送ユニットおよび貨物貯蔵区域をチェックする頻度と詳細度の強化(外観および物理的な検査)、
 - .2 スキャニング検出装置、機械式装置、犬の使用の頻度増加、そして
 - .3 船積業者もしくは他に責任を負う当事者と、制定した合意書および手順に加え、強化保安措置を調整すること

保安レベル3

- 16.37 保安レベル3では、港湾施設は保安事件もしくは脅威に対応する者により発行された指示に適合しなければならない。PFSSPは、対応する者および港湾施設にいる船舶と協調しつつ港湾施設が採らなければならない保安措置を、詳細にしなければならない。その措置には下記を含めてもよい。
- .1 港湾施設もしくは特定の船舶の全てもしくはその一部において、貨物の移動もしくは操作を制限するか一時停止すること、そして

- .2 港湾施設とそれらの場所に保管されている危険物および危険物質のインベントリーの検証

船舶用品の引渡し

- 16.38 船舶用品の受け入れ引渡しに関する保安措置は、
- .1 船舶用品と梱包物の完全性のチェックを確実にすること、
 - .2 船舶用品を検査しないで受け入れることを防止すること、
 - .3 不正開梱を防止すること、
 - .4 注文していない船舶用品を受け入れることを防止すること、
 - .5 配送車両のサーチを確実にすること、そして
 - .6 港湾施設で、配送車両をエスコートすることを確実にすること
- 16.39 その港湾施設を定期的に使用する船舶には、船舶、サプライヤー、港湾施設を含む、引渡しの通知と時機およびそれらの書類を網羅する手順を確立することは適切であるかもしれない。引渡しのため示された船舶用品が、その船舶により注文されたことの証拠が添えられていることを確認することのいくつかの方法がなければならない。

保安レベル1

- 16.40 保安レベル1でPFSPは、船舶用品の引渡しを管理するために適用する保安措置を確立しなければならない。その措置には下記を含めてよい。
- .1 船舶用品をチェック、
 - .2 荷物の構成、運転手の詳細、および車両の登録についての事前通知、そして
 - .3 配送車両のサーチ
- 16.41 船舶用品のチェックは、下記の方法のいずれかもしくは全てにより実施してもよい。
- .1 外観および物理的な検査、そして
 - .2 スキャンング検出装置、機械式装置、犬の使用

保安レベル2

- 16.42 保安レベル2でPFSPは、船舶用品の引渡しを管理するために適用する追加の保安措置を確立しなければならない。その措置には下記を含めてよい。
- .1 船舶用品の詳細チェック、
 - .2 配送車両の詳細サーチ、
 - .3 港湾施設に入る前に、配送状に対し注文内容をチェックするため、船舶の要員と調整すること、
 - .4 港湾施設で、配送車両をエスコートすること
- 16.43 船舶用品の詳細チェックは、下記の方法のいずれかもしくは全てにより実施してもよい。
- .1 配送車両のサーチの頻度と詳細度を強化すること、
 - .2 スキャンング検出装置、機械式装置、犬の使用を強化すること、そして

- .3 一定期間、港湾施設に残置してはならない船舶用品の持ち込みを制限するか禁止すること

保安レベル3

16.44 保安レベル3では、港湾施設は保安事件もしくは脅威に対応する者により発行された指示に適合しなければならない。PFSPは、対応する者および港湾施設にいる船舶と密接に協調しつつ、港湾施設が採らなければならない保安措置を、詳細にしなければならない。それには、港湾施設の全てもしくはその一部で、船舶用品の引渡しの制限もしくは一時停止することを準備することを含めてもよい。

所持者に伴われていない手荷物の取り扱い

16.45 PFSPには、所持者に伴われていない手荷物(例えば、検査もしくはサーチする場所で、旅客もしくは船舶の人員とは別にされている個人的携行品を含むいかなる荷物)が識別され、それが港湾施設に持ち込まれる前に、そして貯蔵の状況によっては港湾施設と船舶間での運搬の前に、サーチを含め、適切な検査の対象とすることを確実にするため、適用すべき保安措置を確立しなければならない。

そのような荷物が船舶および港湾施設双方により検査の対象となることを予見されていない。

双方に適切な設備が備えられている場合、検査の責任は港湾施設側にある。船舶と密接に協調することは重要であり、所持者に伴われていない荷物が検査の後に安全に取り扱われることを確実にする処置が採られなければならない。

保安レベル1

16.46 保安レベル1でPFSPは、所持者に伴われていない手荷物を取り扱う際に、全ての所持者がいない手荷物が、X線検査の使用を含め100%まで検査されるか、もしくはサーチされることを確実にするため、適用しなければならない保安措置を構築しなければならない。

保安レベル2

16.47 保安レベル2でPFSPは、所持者がいない手荷物を取り扱う際に、全ての所持者に伴われていない手荷物の100%のX線検査を含めた追加の保安措置を構築しなければならない。

保安レベル3

16.48 保安レベル3では、港湾施設は保安事件もしくは脅威に対応する者により発行された指示に適合しなければならない。PFSPは、対応する者および港湾施設にいる船舶と密接に協調しつつ、港湾施設が採らなければならない保安措置を、詳細にしなければならない。その措置には下記を含めてもよい。

- .1 そのような手荷物を、より詳細な検査の対象とする、例えば、少なくとも2つの異なった角度からそれをX線で検査すること、
- .2 所持者に伴われていない手荷物の取り扱いを制限するか、もしくは一時停止する準備を行うこと、そして
- .3 所持者に伴われていない手荷物を、港湾施設に受け入れることを拒否すること

港湾施設の保安監視

16.49 港湾施設は、港湾施設、その陸上及び海上からのアプローチを、夜間及び制限視界の期間、港湾施設内の制限区域、港湾施設内の船舶および船舶に周囲を含め、常時モニターする能力を持たなければならない。そのようなモニタリングには、下記の使用を含めなければならない。

- .1 照明、
- .2 徒歩、車両及び水上によるパトロールを含むガード、そして
- .3 侵入者自動検知装置および監視装置

16.50 侵入者自動検知装置は、使用する場合、継続的に人がいるかモニターされている場所において、可視、可聴の警報を作動させなければならない。

16.51 PFSPは、天候もしくは電源異常による可能性のある影響を考慮することを含め、それぞれの保安レベルにおいて必要とされる手順と装置、そしてモニター装置が継続的に作動することができることを確実にする方法を構築しなければならない。

保安レベル1

16.52 保安レベル1でPFSPは、港湾施設の保安要員が下記を行うことができるよう、照明・保安ガード・保安・監視装置の組合せによる保安措置を確立しなければならない。

- .1 港湾施設への陸上及び海上からのアクセスを含め、港湾施設を全体的に監視すること、
- .2 アクセスポイント、バリアそして制限区域の監視、そして
- .3 港湾施設保安要員が、船舶による照明の増強を含め、港湾施設を使用している船舶に隣接する区域および移動をモニターできるようにする

保安レベル2

16.53 保安レベル2でPFSPは、モニター及び監視能力強化するため適用する追加の保安措置を構築しなければならない。その措置には下記を含めてもよい。

- .1 追加の照明と監視範囲の提供を含め、照明と監視装置の範囲と強度を増強すること、
- .2 徒歩、車両もしくは水上パトロールの頻度を増加すること、そして
- .3 モニターおよびパトロールをする追加の保安要員を任命すること

保安レベル3

16.54 保安レベル3では、港湾施設は保安事件もしくは脅威に対応する者により発行された指示に適合しなければならない。PFSPは、対応する者および港湾施設にいる船舶と密接に協調しつつ、港湾施設が採らなければならない保安措置を、詳細にしなければならない。その措置には下記を含めてもよい。

- .1 港湾施設内の全ての照明を点灯すること、もしくは港湾施設の周辺を照明すること、
- .2 港湾施設内もしくは港湾施設に隣接する行動を記録できる監視装置を全て作動させること、そして
- .3 そのような監視装置が記録を継続できる時間を最大限にすること

保安レベルの相違

16.55 PFSPは、もしも港湾施設が船舶に適用している保安レベルより低いレベルならば、港湾施設が採用しうる手順と保安措置の詳細を構築しなければならない。

本コードが及ばない業務

16.56 PFSPは、下記の場合に港湾施設が適用しなければならない手順と保安措置の詳細を構築しなければならない。

- .1 締約政府でない国の港にいる船舶とのインターフェースして(係わって)いる場合、
- .2 本コードが適用しない船舶とのインターフェースして(係わって)いる場合、そして
- .3 固定式もしくは浮動式プラットフォームもしくは浮動式海底掘削ユニットとインターフェースして(係わって)いる場合

保安宣言

16.57 PFSPには、締約政府の指示によりPFSPがDoSを要請した場合、もしくはDoSが船舶により要請された場合に、従わなければならない手順を確立しなければならない。

監査、見直しおよび改訂

16.58 PFSPには、如何にしてPFSPがPFSPの継続した有効性を監査するか、そしてPFSPの見直し、更新もしくは改訂のため、従わなければならない手順を確立しなければならない。

16.59 PFSPは、PFSPの裁量により見直されなければならない。更に下記の場合に見直されなければならない。

- .1 その港湾施設に関連するPFSAが変更された場合、
- .2 PFSPの独立した監査もしくは港湾施設保安組織の締約政府による試験が、組織のなかで欠陥を特定した場合、もしくは承認されたPFSPの重要な要素で継続的な妥当性に疑問を抱いた場合、
- .3 港湾施設が関与した保安事件もしくは脅威に引き続いて、そして
- .4 港湾施設の所有者もしくは管理が変更になった場合、

16.60 PFSPは、プランの見直し後、承認されたプランに対し適切な改訂を勧告することができる。下記に該当するPFSPの改訂は、検討並びに承認のため、オリジナルのPFSPを承認した締約政府に提出しなければならない。

- .1 港湾施設の保安を維持するために採用した手法を、根本的に変えるような変更の提案、そして
- .2 港湾施設の保安を維持するために以前は重要であると考えられた、恒久的バリア、保安と監視装置およびシステム等の除去、変更もしくは取り替え

提案した変更への改訂があった場合にも無い場合にも、締約政府もしくはその代行者により、そのような承認は与えられる。PFSPの承認の際、締約政府はその承認のため、締約政府に提出しなければならない手続き上もしくは実際の変更を指示しなければならない。

港湾施設保安計画の承認

16.61 PFSPは関連する締約政府により承認されなければならない。締約政府は、下記につき適切な手順を構築しなければならない。

- .1 PFSPを締約政府に提出すること、
- .2 PFSPを検討すること、
- .3 改訂がある場合、もしくは無い場合のPFSPの承認、
- .4 承認後に提出される改訂を検討すること、そして
- .5 承認されたPFSPの継続的妥当性を点検するかもしくは監査する手順

いかなる段階でも、PFSPの内容の機密を保つことを確実にしなければならない。

港湾施設の適合証明

16.62 港湾施設が位置する領海の締約政府は、下記を記載した適当な港湾施設の適合証明 (Statement of Compliance of a Port Facility: SoCPF)を発行することができる。

- .1 港湾施設、
- .2 港湾施設がXI-2章およびコードのA部の規定に適合していること、
- .3 締約政府により規定されるが5年を超えてはならないSoCPFの有効期限、そして
- .4 締約政府により確立された今後の検証手順と、それらが実施された場合の確認

16.63 SoCPFは、コードの本パートの付録に規定された様式でなければならない。もし使用される言語が、スペイン語、フランス語もしくは英語でないならば、締約政府はそうすることが適切と判断した場合には、これらのいずれかへの翻訳を含めてもよい。

17 港湾施設保安職員

一般

17.1 SSOが、公務のため船舶に乗船しようとする者の身元証明書の有効性について疑義を抱いたような例外的な場合には、PFSSOは支援しなければならない。

17.2 PFSSOは、通常業務として船舶に乗船しようとする者の身元確認に、責任を負ってはならない。

関連する指針は、セクション15, 16, 18に示す。

18 港湾施設の訓練、操練および演習

訓練

18.1 PFSSOは、下記の一部もしくは全てに関し、適切な知識を持ち、訓練を受けなければならない

- .1 保安行政、
- .2 関連する国際条約、コード及び勧告、
- .3 関連する政府の法規と規則、
- .4 他の保安組織の責任と機能、
- .5 港湾施設保安評価の手法、
- .6 船舶と港湾施設保安検査と点検の方法、

- .7 船舶と港の運用と事情、
- .8 船舶と港湾施設の保安措置、
- .9 緊急時の準備と対応および対応計画書、
- .10 保安措置と手順を含め、保安訓練と教育の指導技法、
- .11 保安に関する機密情報と保安に関する通信の取り扱い、
- .12 最新の保安脅威とパターンの知識、
- .13 武器、危険物及び危険な道具の認識と検知
- .14 保安に脅威を与えそうな人物の性格やそぶりについての認識、
- .15 防護措置を回避するため用いられる技法、
- .16 保安装置とシステムおよびそれらの操作上の制限、
- .17 監査、点検、監督およびモニタリングを実施する方法、
- .18 身体検査と押し付けがましくない検査方法
- .19 船舶と合同で行う操練と演習を含め、保安操練と演習、そして
- .20 保安操練と演習の評価

18.2 特別な保安職務を持つ港湾施設の要員は、下記の一部もしくは全てに関し、適切に知識を持ち訓練を受けなければならない。

- .1 最新の保安脅威とパターンの知識、
- .2 武器、危険物及び危険な道具の認識と検知、
- .3 保安に脅威を与えそうな人物の性格やそぶりについての認識、
- .4 保安措置を回避するため用いられる技法、
- .5 群衆の管理と整理技法、
- .6 保安関連の通信、
- .7 保安装置とシステムの操作、
- .8 保安装置とシステムの試験、校正および保守、
- .9 点検、監督そしてモニタリング技法、そして
- .10 人、その携行物、手荷物、貨物そして船舶用品の検査方法

18.3 他の全ての港湾施設要員は、下記を含め、自分に与えられた職務を遂行するための十分な知識と能力を有していなければならない。

- .1 異なった保安レベルの意味と重要な要件、
- .2 武器、危険物及び危険な道具の認識と検知、
- .3 保安に脅威を与えそうな人物の性格やそぶりについての認識、そして
- .4 保安措置を回避するため用いられる技法、

操練および演習

18.4 操練と演習の目的は、港湾施設の要員が、すべての保安レベルにおいて与えられたすべての保安に関する義務に十分精通していることを確実にすることであり、何らかの処置をとる必要のあるいかなる保安に関連した欠陥を識別することにある。

18.5 PFSPの規定の効果的な実施を確実にするため、操練は特別な状況がない限り、少なくとも3ヶ月に一度実施しなければならない。これらの操練は、計画の個々の要素をテストしなければならない。パラグラフ15.11に列挙している保安脅威など、計画の個々の要素をテストしなければならない。

18.6 締約政府の関連当局、CSOもしくは可能ならばSSOと協調して、PFSOの参加を含めてもよいさまざまな種類の演習は、少なくとも毎年一度(演習と演習との間隔が18ヶ月を以内に)実施しなければならない。合同演習において、CSOもしくはSSOの参加要請は、船舶の保安および作業への影響を念頭に置かなければならない。これらの演習は、通信、調整、可能な資源および対応につき、テストしなければならない。これらの演習は、下記でよい。

- .1 完全な規模もしくはライブ、
- .2 テーブルトップシミュレーションもしくはセミナー、もしくは
- .3 搜索と救助、もしくは緊急対応演習のような他の演習と組み合わせて

19 船舶の検証と証書発給

追加指針なし

APPENDIX TO PART B

APPENDIX 1

Form of a Declaration of Security between a ship and a port facility⁸

DECLARATION OF SECURITY

Name of Ship:	
Port of Registry:	
IMO Number:	
Name of Port Facility:	

This Declaration of Security is valid from until, for the following activities

.....
(list the activities with relevant details)

under the following security levels

Security level(s) for the ship:	
Security level(s) for the port facility:	

The port facility and ship agree to the following security measures and responsibilities to ensure compliance with the requirements of Part A of the International Code for the Security of Ships and of Port Facilities.

Activity	The affixing of the initials of the SSO or PFSO under these columns indicates that the activity will be done, in accordance with relevant approved plan, by	
	The port facility:	The ship:
Ensuring the performance of all security duties		
Monitoring restricted areas to ensure that only authorized personnel have access		
Controlling access to the port facility		
Controlling access to the ship		
Monitoring of the port facility, including berthing areas and areas surrounding the ship		
Monitoring of the ship, including berthing areas and areas surrounding the ship		
Handling of cargo		
Delivery of ship's stores		

⁸ This form of Declaration of Security is for use between a ship and a port facility. If the Declaration of Security is to cover two ships this model should be appropriately modified.
 I:\CONF\SOLAS\5\34.DOC

Handling unaccompanied baggage		
Controlling the embarkation of persons and their effects		
Ensuring that security communication is readily available between the ship and port facility		

The signatories to this agreement certify that security measures and arrangements for both the port facility and the ship during the specified activities meet the provisions of chapter XI-2 and Part A of Code that will be implemented in accordance with the provisions already stipulated in their approved plan or the specific arrangements agreed to and set out in the attached annex.

Dated aton the

Signed for and on behalf of	
the port facility:	the ship:

(Signature of Port Facility Security Officer)

(Signature of Master or Ship Security Officer)

Name and title of person who signed	
Name:	Name:
Title :	Title :

Contact Details <i>(to be completed as appropriate)</i> <i>(indicate the telephone numbers or the radio channels or frequencies to be used)</i>	
for the port facility:	for the ship:

Port Facility

Master

Port Facility Security Officer

Ship Security Officer

Company

Company Security Officer

APPENDIX 2

Form of a Statement of Compliance of a Port Facility

STATEMENT OF COMPLIANCE OF A PORT FACILITY

(Official seal)

(State)

Statement Number

**Issued under the provisions of Part B of the
INTERNATIONAL CODE FOR THE SECURITY OF SHIPS AND OF PORT
FACILITIES (ISPS CODE)**

The Government of _____
(name of the State)

Name of the Port Facility :
Address of the Port Facility :

THIS IS TO CERTIFY that the compliance of this port facility with the provisions of chapter XI-2 and part A of the International Code for the Security of Ships and of Port Facilities (ISPS Code) has been verified and that this port facility operates in accordance with the approved Port Facility Security Plan. This plan has been approved for the following <specify the types of operations, types of ship or activities or other relevant information> (delete as appropriate):

- Passenger ship
- Passenger high speed craft
- Cargo high speed craft
- Bulk carrier
- Oil tanker
- Chemical tanker
- Gas carrier
- Mobile offshore Drilling Units
- Cargo ships other than those referred to above

This Statement of Compliance is valid until, subject to verifications (as indicated overleaf)

Issued at.....
(place of issue of the statement)

Date of issue.....
*(Signature of the duly authorized official
issuing the document)*

(Seal or stamp of issuing authority, as appropriate)

ENDORSEMENT FOR VERIFICATIONS

The Government of <insert name of the State> has established that the validity of this Statement of Compliance is subject to <insert relevant details of the verifications (e.g. mandatory annual or unscheduled)>.

THIS IS TO CERTIFY that, during a verification carried out in accordance with paragraph B/16.62.4 of the ISPS Code, the port facility was found to comply with the relevant provisions of chapter XI-2 of the Convention and Part A of the ISPS Code.

1st VERIFICATION

Signed:
(Signature of authorized official)
Place:
Date:

2nd VERIFICATION

Signed:
(Signature of authorized official)
Place:
Date:

3rd VERIFICATION

Signed:
(Signature of authorized official)
Place:
Date:

4th VERIFICATION

Signed:
(Signature of authorized official)
Place:
Date:
